

第3章 実質的変更基準の例外規定

上記第2章において実質的変更基準についての説明を行ったところであるが、本章においては、その実質的変更基準の例外となる規定について説明を行うこととする。

第1部第2章第3節1.の図1-9において、実質的変更基準の例外規定として、「累積」、「僅少の非原産材料」、「原産資格を与えることとならない作業」の3つを掲げているが、本章では「累積」についての説明を行うこととし、

- ・「僅少の非原産材料」に係る説明については第3部第2章のオーストラリアEPA第3.4条3～5における説明を、
 - ・「原産資格を与えることとならない作業」に係る説明については同じく第3部第2章のオーストラリアEPA第3.7条における説明を、
- それぞれ参照されたい。

○ 累積 (accumulation/cumulation⁴²⁾)

1. 累積の概念

(1) 概要

「累積」とは、極めて大まかに言えば、複数の場所で複数の者により行われる生産を、(何らかの形態での)ひとまとまりのものとして見做した上で、原産地基準を満たしているかないかを判断するというものである。

では、なぜこのような概念が導入されているのかと言うと、以下のように考えることが可能であろう。

すなわち、産品が一の国の原産品であるかないかの1次的な判断(すなわち、実体的要件のうちの原産地基準(注)を満たしているかないかの判断)は、まずは、原産品の定義規定(オーストラリアEPAであれば、第3.2条)に基づいて行うこととなるが、一の国の(一の生産者による)生産のみでは、原産地基準を満たしていない場合であっても、複数の場所における生産を重ね合わせる(=累積する)ことにより、全体として原産地基準を満たし、よって原産品と認められる場合があり得るところ、かかる場合においても原産資格を付与することが適切と認められる場合において、それを可能ならしめるために導入されたものである。

(注) 実体的要件、原産地基準に関しては、第1部第2章第1節及び第3節参照。

なぜこれが実質的変更基準の例外規定であるかと言うと、この規定により、一の国では実質的変更基準を満たしていないとして原産品と認められないような産品であっても、複数の国の

42) 日本のEPA及びNAFTAにおいては、「累積」に対応する用語としてaccumulationが用いられているが、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおいてはcumulationが用いられるものが多い。

表2-36

qualitative quantitative	diagonal cumulation	full cumulation
bilateral		
regional		
all beneficiaries		

表2-37

qualitative quantitative	bilateral cumulation (又は donour-country content)	diagonal cumulation 又 は partial cumulation	full cumulation
地理的範囲に依拠 (regional groupings、 all beneficiaries 等)			

生産を（何らかの形態での）ひとまりのもののみならず（累積する）ことにより、全体として実質的変更基準を満たし、よって原産品と認めることになるからである。

では、日本の14本のEPAにおいて累積の概念がどのように規定されているかを、当該概念の類型別に見ることとするが、まずは累積にどのような類型があるのかを以下において確認してみよう。

(2) 「累積」の類型—概観

筆者は、「貿易と関税」2006年10月号において、累積の類型として「モノの累積」及び「生産行為の累積」という区分を提示したところであり、本書においても、この考え方を踏襲して下記の(3)及び(4)において詳述することとする。

この「モノの累積」と「生産行為の累積」という区分は、あくまで筆者が考え出したところの1つの区分方法であり、絶対的なものではないが、なぜこのような区分方法を提示したかという点について以下に説明を加えることとする。

累積の区分の方法論としては、2006年当時も、また、現在においても、いくつかの方式が見られるところ、順に見てみよう。

① qualitative aspect (質的な観点) / quantitative aspect (量的な観点)

まず、qualitative aspect (質的な観点) と quantitative aspect (量的な観点) の2つの観点を用いるという考え方が見られる。ここで、前者は「何を累積するか」、後者は「累積の対象となるものの範囲はどこまでか」ということを表すものと解される。

qualitative と quantitative のそれぞれの観点から累積を区分するとした場合、例えば、次のような方式が見られる。(以下に掲げる方式の対象となる累積については、FTAにおける累積と一般特惠制度(GSP)における累積の両者に関するものが混在していることに留意されたい。)

イ. qualitative の観点からは、diagonal cumulation と full cumulation の2つに区分され、quantitative の観点(すなわち累積の対象となる国)に関しては、bilateral、regional、all

表2-38

FTA	GSP
bilateral cumulation : 2カ国間で適用。一方の締約国の原産品を他方の締約国の原産品として扱うもの。	bilateral cumulation : EUの原産品であって、受益国で更に加工（一定の要件を満たすもの）されるものは当該受益国の原産品とみなすとするもの。
diagonal cumulation : 3カ国間以上で適用。A、B、Cの3カ国間で相互に二国間FTAを締結しており、かつ、それらFTAの原産地規則において加工に係るルールが全く同一である場合に、例えばA—B間のFTAの適用において、A—C間のFTAの下でのCの原産品を、A—B間のFTAの下でのA又はBの原産品として扱うことができるとするもの。	regional cumulation : 一の受益国の原産品を当該受益国と同一のグループに属する他の受益国において更に加工する場合、当該加工される原産品は、後者の受益国の原産品とみなすとするもの。 extended cumulation : EUとFTAを締結している国の原産品を、受益国において更に加工（一定の要件を満たすもの）する場合には、当該加工される原産品は、加工が行われる受益国の原産品とみなすとするもの。
full cumulation : FTAの締結国全体を1つの領域と見做し、原産性の決定に当たっては、当該領域内で行われた生産すべてを考慮するとするもの。（対象となるFTAはEEA）	cross-regional cumulation : 地域グループI及びIIIに属する国に関しては、同一のグループに属するものと見做した上で、上記のextended cumulationと同様の累積を行うもの。

beneficiariesに区分されるとするもの⁴³⁾。（表2-36）

ロ. qualitativeの観点からは、(i) bilateral cumulation、(ii) diagonal cumulation又はpartial cumulation、(iii) full cumulationに区分され、quantitativeの観点（すなわち累積の対象となる国）に関しては、regional groupingsからall beneficiariesまでの地理的な区分に依拠するとするもの⁴⁴⁾。（表2-37）

なお、表2-36及び表2-37においては空欄のままにしている。当該空欄には、それぞれ上記の観点から累積を区分するとした場合に、具体的に該当するFTA等を記入することとなるが、ここではそれらの記載を省略している。

② EUの原産地規則

一方、EUの有する原産地規則における累積に関しては、

イ. FTAにおける累積に関しては、bilateral cumulation、diagonal cumulationとfull cumulationの3つに区分され⁴⁵⁾、

ロ. GSPにおける累積に関しては、bilateral cumulationとregional cumulationの2つに区分さ

43) https://unctad.org/meetings/en/Presentation/aldc2015_05-agenda5_wto_en.pdf（2020年6月20日閲覧）

44) Rules of Origin in International Trade (Stefano Inama, 2009)

45) A User's Handbook to the Rules of Preferential Origin used in trade between the European Community, other European Countries and the countries participating to the Euro-Mediterranean Partnership (https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/handbook_en.pdf)（2020年6月20日閲覧）

表2-39

<p>bilateral cumulation :</p> <p>2国間貿易協定において適用。他の締約国の原産品をその原産性を失うことなく使用することができる。</p>
<p>diagonal cumulation (又はregional cumulation) :</p> <p>3カ国以上の協定において適用。bilateral cumulationと同様に、一の締約国の原産品を他の締約国において更に加工する場合に適用することが可能。</p>
<p>full cumulation :</p> <p>FTA締約国の原産品ではないがFTAの領域において加工される製品に対して、複数のFTA締約国の間で適用</p>
<p>third party cumulation (又はcross cumulation若しくはextended cumulation) :</p> <p>貿易協定による関連付けのない国の中で、又は、原産地規則の異なる貿易協定により関連付けられている国の中で、上記のいずれかの累積(多くの場合、bilateral cumulation又はdiagonal cumulation)を適用するというもの。適用可能なFTAの締約国でない第三国の材料を、関連する貿易協定の原産地規則を満たすことを条件として、原産材料とみなすもの。</p>

れるとともに、regional cumulationの特殊な形態であり、それに包含されるものとして、extended cumulationとcross-regional cumulationがあるとしている⁴⁶⁾。(表2-38)

③ ITCによる区分方法

また、International Trade Centre⁴⁷⁾が運営するRULES OF ORIGIN FACILITATORというウェブサイトにおいては、bilateral cumulation、diagonal cumulation (又はregional cumulation)、full cumulation、third party cumulation (又はcross cumulation若しくはextended cumulation)の4つに区分されるとする整理が示されている⁴⁸⁾。(表2-39)

以上の表2-36から表2-39を比較対照してみると、

- ・①イ. と①ロ. において、bilateralがqualitative aspectとquantitative aspectの両方で使われており、用語の使い方に多様性がある、
 - ・①イ. と①ロ. との間ではqualitative aspectにおける区分の方法が異なっている、
 - ・diagonal cumulationの範囲に関して、②と③とでは若干の差がある、
- といったことが見て取れる。

46) The European Union's RULES OF ORIGIN for the Generalised System of Preferences A GUIDE FOR USERS

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/guide-contents_annex_1_en.pdf (2020年6月20日閲覧)

47) 1964年5月、開発途上国の輸出振興策の技術的援助を行う目的で、「GATT貿易センター」として発足。1968年1月、国連貿易開発会議(UNCTAD)の資金拠出を得て、「UNCTAD/GATT共同貿易センター」に改組される。1995年、世界貿易機関(WTO)の発足後に「国際貿易センター(International Trade Centre)」に名称変更した。(外務省ウェブサイト(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/itc/index.html>)(2020年6月20日閲覧)より)

48) <https://findrulesoforigin.org/en/glossary?id=XkYqyRMAACAuEgf&returnto=gloscenter> (2020年6月20日閲覧)

表2-40

qualitative quantitative	partial cumulation	full cumulation
bilateral cumulation	②イ. の bilateral cumulation ②ロ. の bilateral cumulation ③の bilateral cumulation	③の full cumulation
diagonal cumulation	②イ. の diagonal cumulation ②ロ. の regional cumulation (extended cumulation、 cross-regional cumulationを含む。) ③の diagonal cumulation	②イ. の full cumulation ③の full cumulation

①イ. の regional, all beneficiaries

①イ. の diagonal cumulation、
①ロ. の bilateral cumulation、
①ロ. の 「diagonal cumulation
又は partial cumulation」

①イ. の full cumulation、
①ロ. の full cumulation

④ 別の考え方

ここでもう1つ別の考え方を見てみよう。これは、WTOとESCAPが共催したセミナー(2016年12月12日-16日、於タイ・バンコク⁴⁹⁾)におけるプレゼンテーションで示されたものである。

すなわち、

イ. 1番目の区分方式として bilateral cumulation (2カ国間で適用。他の国の原産品を自国の原産品とみなすというもの。) と diagonal cumulation (3カ国間以上で適用。他の国の原産品を自国の原産品とみなすというもの。) とに区分する

ロ. 2番目の区分方式として partial cumulation (特惠貿易の枠組みの中の一の国の原産品を、同じ枠組みに属する別の国の原産品と見做すというもの。) と full cumulation (特惠貿易の枠組みに属する国で行われるすべての加工・作業を考慮に入れるというもの。) とに区分する

というものである⁵⁰⁾。

この④の考え方—④の考え方は、必ずしも公的に確立されたものではないことに留意する必要があるものと思われるが、累積の区分方法の整理に関しては有益と考えられるところ、基本的にはこの考え方を採用して考察を進めてみる。—と上記①から③とを比較して考えてみると、④イ. は(基本的には)上記①に言う quantitative aspectに対応し、④ロ. は qualitative aspectに対応すると考えられる。

ただし、④イ. には qualitative の観点も含まれていると言い得るところ、その部分を除いて、

49) <https://www.unescap.org/events/wtoescap-artnet-capacity-building-workshop-empirical-methods-trade-analyzing-non-tariff> (2020年6月20日閲覧)

50) <https://www.unescap.org/sites/default/files/4-2.Rules%20of%20Origin%20as%20Non%20Tariff%20Measures.pdf> (2020年6月20日閲覧)

厳密な意味における qualitative と quantitative の観点に基づき、ここまで出てきた用語を用いて下記の⑤において考察してみよう。

⑤ 筆者私案

- イ. 1番目の区分方式 (quantitative の観点) として bilateral cumulation (2カ国間で適用。何を累積するかについては問わない。) と diagonal cumulation (3カ国間以上で適用。何を累積するかについては問わない。) とに区分し、
- ロ. 2番目の区分方式 (qualitative の観点) として partial cumulation (特惠貿易の枠組みの中の一の国の原産品を、同じ枠組みに属する別の国の原産品とみなすというもの。対象となる国の数は問わない。) と full cumulation (特惠貿易の枠組みに属する国で行われるすべての加工・作業を考慮に入れるというもの。対象となる国の数は問わない。) とに区分する、というものである。

この考え方と、①から③に掲げた区分方式とを比較対照させると、概要以下のようになるものと解される。ただし、以下の記述は複雑なことから、それらをまとめた表2-40を参照しながら確認いただきたい。

- ・①イ. の regional、all beneficiaries を対象とするものは⑤イ. の diagonal cumulation に、①イ. の diagonal cumulation は⑤イ. の partial cumulation に、①イ. の full cumulation は⑤イ. の full cumulation に、それぞれ対応するものと考えられる。
- ・①ロ. の bilateral cumulation、「diagonal cumulation 又は partial cumulation」は⑤イ. の partial cumulation に、①ロ. の full cumulation は⑤イ. の full cumulation に、それぞれ対応するものと考えられる。
- ・②イ. の bilateral cumulation は⑤の bilateral cumulation かつ partial cumulation に、②イ. の diagonal cumulation は⑤の diagonal cumulation かつ partial cumulation に、②イ. の full cumulation は⑤の diagonal cumulation かつ full cumulation に、②ロ. の bilateral cumulation は⑤の bilateral cumulation かつ partial cumulation に、②ロ. の regional cumulation は⑤の diagonal cumulation かつ partial cumulation に、それぞれ対応するものと考えられる (②イ. の diagonal cumulation については、下記⑦における説明も参照されたい)。
- ・③の bilateral cumulation は⑤の bilateral cumulation かつ partial cumulation に、③の diagonal cumulation は⑤の diagonal cumulation かつ partial cumulation に、③の full cumulation は⑤ロ. の full cumulation に、それぞれ対応するものと考えられる。なお、③の third party cumulation は、第3国の材料を FTA の累積において原産材料として扱うものであり、⑤のすべてのカテゴリーに重なるものと解される。

⑥ アセアンにおける考え方

さて、用語の使い方の多様性に関して、筆者の経験の中から、アセアンにおける考え方について紹介してみたい。

前置きとして、2004年当時の AFTA (アセアン自由貿易地域) における原産地規則 (RULES OF ORIGIN FOR THE CEPT SCHEME FOR AFTA) の RULE 4 (Cumulative

Rule of Origin) を以下に記す。

同規定においては、

(a) Products which comply with origin requirements provided for in Rule 1 and which are used in a Member State as inputs for a finished product eligible for preferential treatment in another Member States shall be considered as products originating in the Member State where working or processing of the finished product has taken place provided that the aggregate ASEAN content of the final product is not less than 40%.

(b) If the material has less than 40 percent ASEAN content, the qualifying ASEAN national content shall be in direct proportion to the actual domestic content provided that it is equal to or more than the agreed threshold of 20%.

と定められている。

このうち、サブパラグラフ (a) の内容は、

他の締約国の原産材料であって、最終製品の生産に使用されるものは、当該最終製品を生産する締約国の原産材料とみなす

というものであり、上記⑤で筆者が提示した partial cumulation かつ diagonal cumulation に該当するものと解される。(qualitativeの観点からは partial cumulation。quantitativeの観点からは、AFTA加盟国は10ヵ国なので bilateral cumulation ではなく diagonal cumulation になる。)

では、本題に入ろう。

以下の (i) 及び (ii) に記すことは、アセアン包括EPAの策定交渉への日本側参加者が、交渉会合(2005年開催)の場でアセアン側参加者より聴取した内容を後日筆者が聴取したものである。

(i) AFTA締約国においては、(上記の) RULE 4 サブパラグラフ (a) のことを full cumulation と、サブパラグラフ (b) のことを partial cumulation と、それぞれ呼称している。

(ii) アセアン側参加者は“full cumulation in European sense”, “full cumulation in our sense” といった使い分けをしていた。

若干の補足を加えると、

- “full cumulation in European sense” とは、上記の②・⑤に記した full cumulation であり、すなわち、原産性の判断に当たっては、FTAの領域内で行われた関連するすべての作業・加工を考慮に入れるとするものである。一方、上記⑤に記した partial cumulation に相当する⁵¹⁾ サブパラグラフ (a) を full cumulation (in our sense) と呼んでいることとなる。
- partial cumulation と呼んでいるサブパラグラフ (b) に関しては、同規定を承継する現行の ATIGA 第30条2において、以下が規定されている。

2. If the RVC of the material is less than forty percent (40%), the qualifying ASEAN Value Content to be cumulated using the RVC criterion shall be in direct propor-

51) EUのルールにおいては、敢えて言えば bilateral cumulation に相当すると言い得る。ただし、EUの bilateral cumulation は二国間の累積であることから、厳密に合致するものではない。

tion to the actual domestic content provided that it is equal to or more than twenty percent (20%). The Implementing Guidelines are set out in Annex 6.

この最終文にあるように、実施のためのガイドラインがATIGAのAnnex 6に規定されているが、そのタイトルは、

IMPLEMENTING GUIDELINES FOR PARTIAL CUMULATION UNDER ARTICLE 30 (2) ON ASEAN CUMULATIVE RULES OF ORIGIN (下線強調：筆者)

であり、アセアンにおいては、この考え方のことをpartial cumulationと呼んでいることが見て取れる。

⑦ WCOによる区分方法

WCO (World Customs Organization. 世界税関機構) がそのウェブサイトに掲載している Origin Compendium (Version 1.0 – 15 May 2017)⁵²⁾ においては、上記とは部分的に異なる整理方法が提示されている。

すなわち、累積の形態を、

イ. どの要素 (すなわち、材料又は生産) が累積の恩恵を受けるのか、

ロ. どの国の要素が累積の恩恵を受けるのか、

の2つの観点から、表2-41に示す4つのカテゴリーに分けている。なお、ここではFTAにおける累積に限定しており、GSPにおける累積は対象としていないことに留意されたい。

さて、この考え方のうち、イ. は上記⑤ロ. と同旨 (すなわち qualitative の観点) であるが、ロ. については⑤には表れておらず、むしろ上記③の third party cumulation における発想がベースになっているものと解される。

なお、上記②に掲げたEUのdiagonal cumulationに関し、上記⑤の表2-40においては、quantitativeな観点からは同表におけるdiagonal cumulationに、qualitativeの観点からは同表におけるpartial cumulationに、それぞれ該当し、同表においてはそれらが交差する場所に位置する旨を記載した。しかしながら、厳密に述べればこれは正確ではない。すなわち、EUのdiagonal cumulationは、(一定の要件を満たす) 第三国の原産品をFTAの相手締約国の原産品とみなすものであり、『特惠貿易の枠組みの中の一の国の原産品を、同じ枠組みに属する別の国の原産品とみなす』というpartial cumulationとは、ある国が他国の原産品を自国の原産品とみなすという点においては共通しているものの、どの国の原産品を自国の原産品とみなすかという点においては異なっていることによる。したがって、EUのdiagonal cumulationは、qualitativeの観点からは広い意味でpartial cumulationの一部を構成するとも言えるが、より厳密には③のthird party cumulationに属するものと解すべきであろう。そして、⑦で言えばカテゴリー3に属するものと解される。

⑧ まとめ

以上見たように一上記の太宗は現状を記したものであるが、2006年当時においても一累積

52) http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/origin/instruments-and-tools/guidelines/origin_compendium.pdf?db=web (2020年6月20日閲覧)

表2-41

ロ. / イ.	Goods (materials) 産品 (材料)	Production 生産
Parties to the free trade agreement 自由貿易協定の締約国	Category 1 Originating materials of a party to the free trade agreement are treated as originating in another party where the final product is produced. カテゴリー1 自由貿易協定の一方の締約国の原産材料が、最終産品が生産される他方の締約国の原産資格を有するものとして取り扱われる。	Category 2 The production in a party to the free trade agreement is treated as if it took place in the other party where the final product is produced. カテゴリー2 自由貿易協定の一方の締約国における生産が、最終産品が生産される他方の締約国において行われたものとして取り扱われる。
Other countries with other preferential trade links 他の特惠貿易の取極を有する他の国	Category 3 Originating materials of a third country (not a party to the free trade agreement) with other preferential trade links with the final importing country are treated as originating in a party to the free trade agreement where the final product is produced. カテゴリー3 最終的な輸入国と特惠貿易の取極を有する第三国（自由貿易協定の非締約国）の原産材料が、自由貿易協定の一方の締約国（最終的な産品の生産国）の原産資格を有するものとして取り扱われる。	Category 4 The production in a third country (not a party to the free trade agreement) with other preferential trade links with the final importing country is treated as if it took place in the party to the free trade agreement where the final product is produced. カテゴリー4 最終的な輸入国と特惠貿易の取極を有する第三国（自由貿易協定の非締約国）における生産が、自由貿易協定の締約国（最終的な産品の生産国）において行われたものとして取り扱われる。

(和文：筆者による仮訳)

の区分方法に関しては、種々の考え方があり、また、用語の使い方にも多様性が見られた。

また、何を累積しているのかを分かり易くすることが望ましいとも考えられた。

これらを考慮の上、「貿易と関税」2006年10月号においては「モノの累積」及び「生産行為の累積」という区分を作成の上、提示したものである。

なお、「モノの累積」は上記⑤のpartial cumulationに、「生産行為の累積」はfull cumulationに対応するものとする。そして、この「モノの累積」／「生産行為の累積」という区分方法は、結果として上記⑦のイ. と同等の考え方となっている。

なお、上記⑦のロ. の観点については、日本の14本のEPAにおいては導入されていない(注)ことから、本書においては説明を割愛する。

(注) 本書の対象ではないが、日EU EPA附属書3-B付録3-B-1の第5節に以下のような規定があることに留意されたい。これは、⑦ロ. の観点に対応したものと解される。

第2部 主要な基本的概念

第5節 第三国との関係 (SECTION 5 Relation with third countries)	
	両締約国は、統一システムの第87.03項の製品の一方の締約国における生産において使用される統一システムの第84.07項、第85.44項及び第87.08項の一部又は全ての材料であって <u>第三国を原産地とするものを、この協定における原産材料とみなすことを決定することができる。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。</u>
	The Parties may decide that some or all materials of headings 84.07, 85.44 and 87.08 of the Harmonized System originating in a third country used in the production in a Party of a product of heading 87.03 of the Harmonized System are considered as originating materials under this Agreement, provided that:
(a)	各締約国が、当該第三国との間において1994年のガット第24条に規定する自由貿易地域を構成する貿易協定(効力を有するもの)を締結していること。
	each Party has a trade agreement in force that forms a free-trade area with that third country, within the meaning of Article XXIV of GATT 1994;
(b)	一方の締約国と当該第三国との間においてこの節の規定の完全な実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が効力を有していること及び一方の締約国が他方の締約国に対し当該取極について通報すること。
	an arrangement is in force between the Party and that third country on adequate administrative cooperation ensuring full implementation of this Section and that Party notifies the other Party of the arrangement; and
(c)	両締約国が他の全ての適用可能な条件に合意すること。
	the Parties agree on any other applicable conditions.

(下線強調：筆者)

では、この「モノの累積」及び「生産行為の累積」について、以下の(3)及び(4)において詳述することとする。

(3) 「累積」の種類—「モノの累積」

他国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方で、このグループには、以下の規則が含まれる。

- オーストラリアEPA第3.6条
- マレーシアEPA第29条1
- フィリピンEPA第30条1
- チリEPA第33条
- タイEPA第29条
- ブルネイEPA第25条1
- インドネシアEPA第30条1
- アセアン包括EPA第29条
- ベトナムEPA第29条
- スイスEPA附属書2第5条1
- インドEPA第31条
- バレーEPA第43条(a)

表2-42

①オーストラリアEPA 第3.6条 累積 (Article 3.6 Accumulation)	
	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered to be an originating material of the former Party.</p>
⑦マレーシアEPA 第29条 累積 (Article 29 Accumulation)	
1	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Country, an originating good of the other Country which is used as a material in the production of the good in the territory of the former Country may be considered as an originating material of the former Country.</p>
⑧フィリピンEPA 第30条 累積 (Article 30 Accumulation)	
1	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party.</p>
⑨チリEPA 第33条 累積 (Article 33 Accumulation)	
	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party.</p>
⑩タイEPA 第29条 累積 (Article 29 Accumulation)	
	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party.</p>
⑪ブルネイEPA 第25条 累積 (Article 25 Accumulation)	
1	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において</p>

第2部 主要な基本的概念

	<p>当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party.</p>
	<p>⑫インドネシアEPA 第30条 累積 (Article 30 Accumulation)</p>
1	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party.</p>
	<p>⑬アセアン包括EPA 第29条 累積 (Article 29 Accumulation)</p>
	<p>締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。</p>
	<p>Originating materials of a Party used in the production of a good in another Party shall be considered as originating materials of that Party where the working or processing of the good has taken place.</p>
	<p>⑭ベトナムEPA 第29条 累積 (Article 29 Accumulation)</p>
	<p>一方の締約国の原産材料であって、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす。</p>
	<p>Originating materials of a Party used in the production of a good in the other Party shall be considered as originating materials of that other Party.</p>
	<p>⑮スイスEPA 附属書2第5条 原産地の累積 (Annex II Article V Accumulation of Origin)</p>
1	<p>この附属書の第2条の規定にかかわらず、一方の締約国の原産品であって、他方の締約国の関税地域において産品を生産するための材料として使用されるものについては、当該他方の締約国の原産品とみなすことができる。</p>
	<p>Notwithstanding Article II of this Annex, an originating product of a Party which is used as a material in the production of a product in the customs territory of the other Party may be considered as an originating product of that other Party.</p>
	<p>⑯インドEPA 第31条 累積 (Article 31 Accumulation)</p>
	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の最後の生産工程が当該一方の締約国において行われ、かつ、当該工程が第33条に規定する作業を超える水準のものである場合には、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。</p>
	<p>For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Party, an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party, provided that such good has undergone its last production process in the former Party which goes beyond the operations provided for in Article 33.</p>

⑰ペルー EPA 第43条 累積 (Article 43 Accumulation)	
	産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。(筆者注)
	For the purposes of determining whether a good is an originating good of a Party:
(a)	一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなすこと。
	an originating good of the other Party which is used as a material in the production of the good in the former Party may be considered as an originating material of the former Party;
	(省略)
	provided that such good has undergone its last production process in the exporting Party and such production process goes beyond the operations provided for in Article 42.

(筆者注) ペルー EPA 第43条の柱書きの和文は、英文における柱書きである

“For the purposes of determining whether a good is an originating good of a Party:”

と、同条の末尾に記載されている

“provided that such good has undergone its last production process in the exporting Party and such production process goes beyond the operations provided for in Article 42.”

とを併せた形で構成されている。

〈一般特惠原産地規則における、いわゆる「自国関与基準」⁵³⁾〉

それでは、関係する条文を表2-42に掲げる。

この「モノ」の累積という概念を適用する場合において、どのような効果が得られるのかを、オーストラリアEPAを例にとって確認してみよう。

まず、品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合について考えてみる。

(累積の概念を適用しない) 通常の場合においては、日本で生産されオーストラリアEPAの下で日本の原産材料として認められるものは、オーストラリアにとっては非原産材料である。

この場合において、当該非原産材料(以下、Aと呼ぶ。)を用いてオーストラリアにおいて生産された産品Bが、オーストラリア原産品として認められるためには、当該非原産材料(=A)が関税分類変更基準を満たす必要が生ずることとなる。(以上は累積の概念を適用しない場合である。)

一方、累積の概念を適用した場合には、日本において生産された日本の原産材料(=A)はオーストラリアの原産材料とみなされることから、当該材料(=A)が関税分類変更基準を満たす必要はなくなることとなる。その結果として、オーストラリアにおいて生産された産品B

53) 関税暫定措置法施行令第26条第2項に規定する概念。自国関与基準においては、日本の原産品を特惠受益国の原産品とみなしている訳ではなく、日本から輸出された産品を特惠受益国の完全生産品(すなわち原産品)とみなしている(下記2.の補足2-8を参照のこと)ことから、厳密には、本基準は累積の概念を超えたものとなっている。しかしながら、外見的には「モノの累積」に類似する部分があると言えなくもないことから、「モノの累積」に類似したものとしてここに掲げる。

第2部 主要な基本的概念

がオーストラリア原産品として認められるための条件が緩和されることとなり、すなわちオーストラリア原産品として認められ易くなるという効果が生ずることとなる。

次に、品目別規則が付加価値基準に基づいている場合を考えてみる。

付加価値（原産資格割合）の計算式は

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

であるところ、

- ①累積の概念を適用しない場合には、日本において生産された日本の原産材料Aは、オーストラリアにとっては非原産材料であることから、当該非原産材料（=A）の価額は、上記の計算式中のVNMに算入されることとなる。一方、
- ②累積の概念を適用する場合には、上記の材料Aはオーストラリアの原産材料と認められることから、VNMに当該材料Aの価額を算入する必要がなくなる。その結果、VNMの値が小さくなる→[FOB-VNM]の値が大きくなる→よって、オーストラリア原産品として認められ易くなるという効果が生ずることとなる。

(4) 「累積」の類型—「生産行為の累積」

他国等で行われた生産という行為を最終的な製品の生産者（又は当該製品の生産国等）が行ったものとみなすという考え方であり、このグループには、

シンガポールEPA第24条

メキシコEPA第27条

ペルーEPA第43条 (b) 及び (c)

〈一般特惠原産地規則における、いわゆる「アセアン3ヵ国累積」（詳細については下記2.の補足2-8参照）〉

が含まれる。

関係する条文を表2-43に掲げる。

この「生産行為の累積」という概念を適用する場合において、どのような効果が得られるのかを、メキシコEPAを例にとって確認してみよう。

まず、品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合に関し、図2-53及び図2-54に掲げる仮想的な事例を採り上げてみる。これらの図において、

鉄のインゴットの品目別規則：

他の類の材料からの変更（第26類の材料からの変更を除く。）

レールの品目別規則：

他の類の材料からの変更（第72類の材料からの変更を除く。）

であると仮定する。（現実のメキシコEPA附属書4における規則は、ここに掲げたものと異なっており、ここに掲げた規則はあくまで説明のための仮想的なものである。）

累積の概念を適用しない場合（図2-53）において、鉄のインゴットはメキシコEPA上の原産品ではないことから、したがって、レールもメキシコEPA上の原産品ではないこととなる。

一方、累積の概念を適用する場合（図2-54）においては、レールについては、第72.06項の

表2-43

⑤シンガポールEPA 第24条 累積 (Article 24 Accumulation)	
1	<p>いずれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。</p> <p>For the purpose of determining whether a good is an originating good of the other Party, either Party shall consider the production in its territory as that in the territory of the other Party, where such good is produced in the territory or territories of one or both Parties.</p>
2	<p>締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であっても、これらはすべて当該締約国における生産とする。</p> <p>The production of a Party includes the production at different stages undertaken by one or more producers located in its territory.</p>
⑥メキシコEPA 第27条 累積 (Article 27 Accumulation)	
	<p>産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第22条の規定に適合することとなることを条件とする。</p> <p>For the purposes of determining whether a good is an originating good, a producer of the good may accumulate his production with the production of one or more producers in the Area of one or both Parties, of materials incorporated in the good, in a manner that the production of the materials is considered to have been performed by that producer, provided that the provisions of Article 22 are satisfied.</p>
⑦ペルーEPA 第43条 累積 (Article 43 Accumulation)	
	<p>産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。</p> <p>For the purposes of determining whether a good is an originating good of a Party:</p>
(b)	<p>他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。 the production in the other Party may be considered as that in the former Party; and</p>
(c)	<p>当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。 the production carried out at different stages by one or more producers within the Party or in the other Party may be taken into account, when the good is produced using non-originating materials,</p> <p>provided that such good has undergone its last production process in the exporting Party and such production process goes beyond the operations provided for in Article 42.</p>

産品から変更しているのではなく、第26.01項の産品から製造されるとみなすことが可能となり、したがって、ルールはメキシコEPA上の原産品とみなすことが可能となる。

図2-53

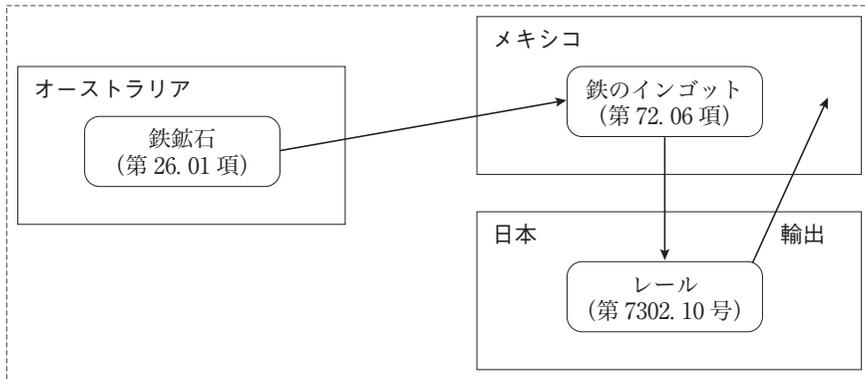
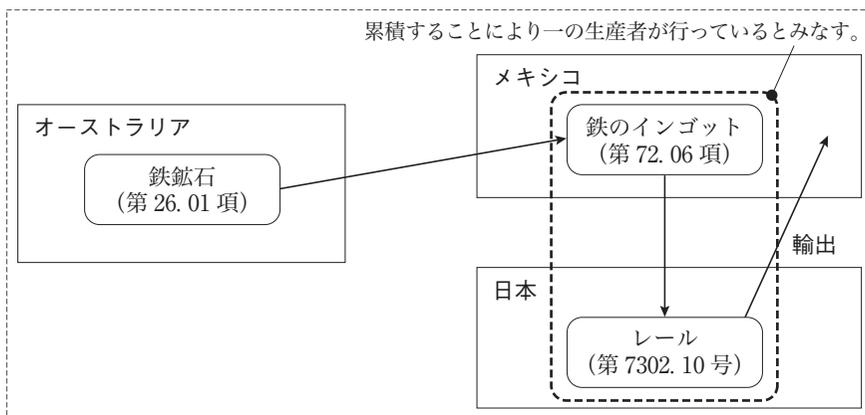


図2-54



次に品目別規則が付加価値基準に基づいている場合に関し、図2-55に掲げる仮想的な事例に基づき考えてみよう。

図2-55の事例において、機械Aに係る品目別規則及び部分品Bに係る品目別規則のいずれも「域内原産割合が60%以上であること」と仮定する。

この場合において、部分品BはメキシコEPA上の「非原産品」と認定されることとなる。

さて、機械Aについて考えてみると、累積の概念を適用しない場合には、域内原産割合の計算式

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

におけるVNMは、非原産品である部分品Bの価額910ドルそのものが算入されることとなり、

$$RVC = \frac{2000 - 910}{2000} \times 100 = 54.5\% < 60\%$$

したがって、機械AはメキシコEPA上の原産品とは認められないこととなる。

一方、累積の概念を適用する場合には、部分品Bの生産を機械Aの生産者が行ったとみなすことにより（図2-56）、機械Aの生産に使用される非原産材料の価額（VNM）は、部分品B

図2-55

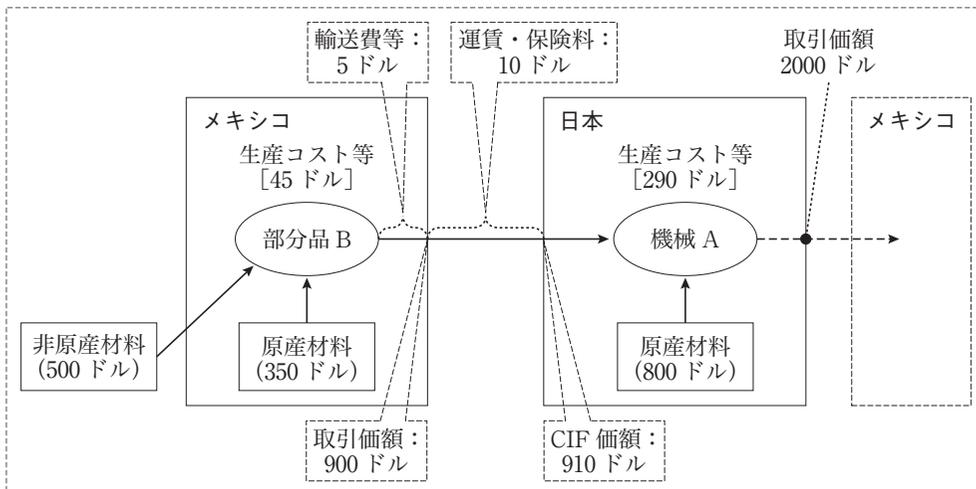
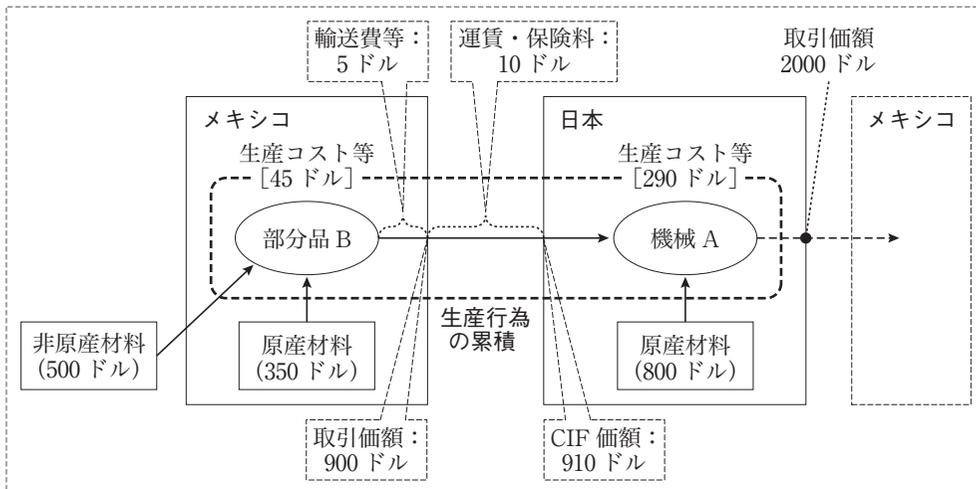


図2-56



の生産に使用された非原産材料の価額である500ドルとすることができる。

したがって、

$$RVC = \frac{2000 - 500}{2000} \times 100 = 75\% > 60\%$$

となり、機械AはメキシコEPA上の原産品と認定することができる。

(5) 「モノの累積」と「生産行為の累積」の違い

「モノの累積」と「生産行為の累積」について、上記のような説明をしたが、両者の間で何がどう違うのか疑問に思われるかもしれない。

この点について、以下に図2-57及び図2-58に掲げる事例に基づき考察を加えてみる。

図2-57

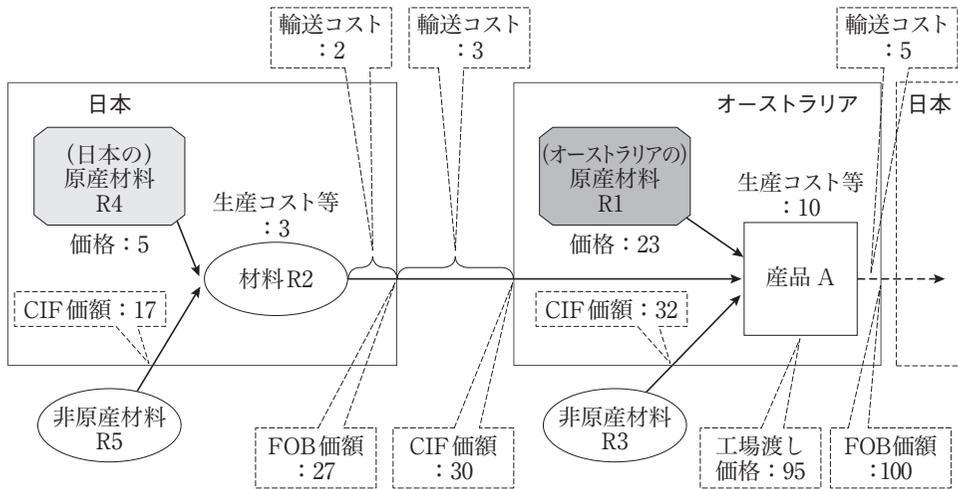
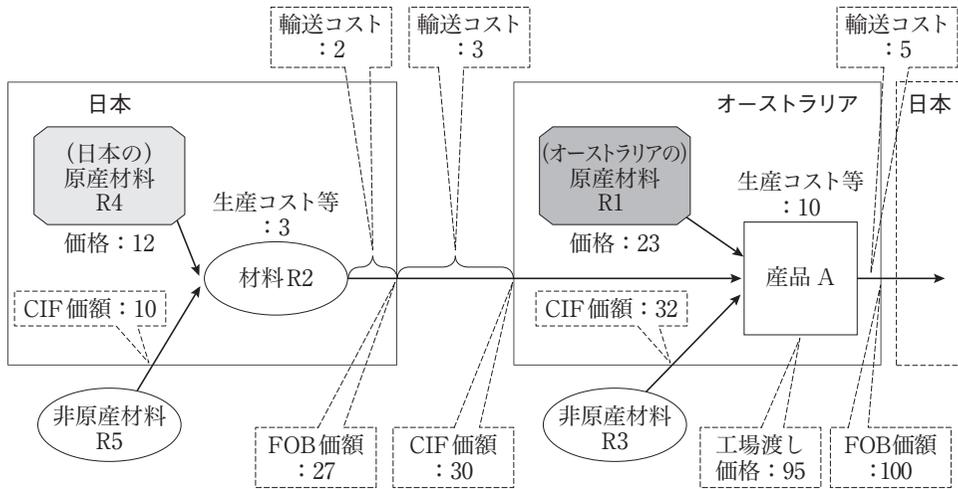


図2-58



R2及び製品Aに係る品目別規則は、「原産資格割合が40%以上であること」と仮定する。オーストラリアEPAにおける原産資格割合の計算方式を採用することとする。ここで図2-57の事例においてR2が日本の原産品であるかないかを考えてみると、

$$\begin{aligned}
 QVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{27 - 17}{27} \times 100 \\
 &\approx 37\%
 \end{aligned}$$

となり、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たさないことから、非原産品であると判断される。

一方、図2-58の事例においては、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{27 - 10}{27} \times 100 \\ &\approx 63\% \end{aligned}$$

となり、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たすことから、日本の原産品であると判断される。

ここで、「モノの累積」の下、図2-57の事例及び図2-58の事例において、それぞれ最終的な産品Aがオーストラリア原産品であるかないかを確認してみよう。

図2-57の事例においては、R2は「日本にとっての非原産品である」＝「オーストラリアにとっての非原産材料である」ことから、VNMにその価額を算入すべき材料はR2及びR3となり、したがって、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - 62}{100} \times 100 \dots (*1) \\ &= 38\% \end{aligned}$$

となる。その結果、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たさないことから、非原産品であると判断される。

一方、図2-58の事例においては、R2は「日本にとっての原産品である」＝「オーストラリアにとっての原産材料とみなされる」ことから、VNMにその価額を算入すべき材料はR3のみであり、したがって、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - 32}{100} \times 100 \\ &= 68\% \end{aligned}$$

となる。その結果、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たすことから、原産品であると判断される。

では、「生産行為の累積」の下ではどうであろうか。

今、材料の生産を最終的な産品の生産者の生産に重ね合わせることができる（＝材料R2の生産も産品Aの生産者が行っているものとみなす）というメキシコEPAにおける方式に基づいて考察してみよう。

この考察に当たっては、図2-57及び図2-58の両事例をメキシコEPAに置き換えた図2-57'及び図2-58'の両事例を用いるが、図2-57及び図2-58と図2-57'及び図2-58'との違いは以下の通りである。

- ・EPAの相手締約国がオーストラリアであるか、メキシコであるかという点。
- ・使用している原産材料及び非原産材料に関して、片方の締約国の原産材料／非原産材料であ

図2-57'

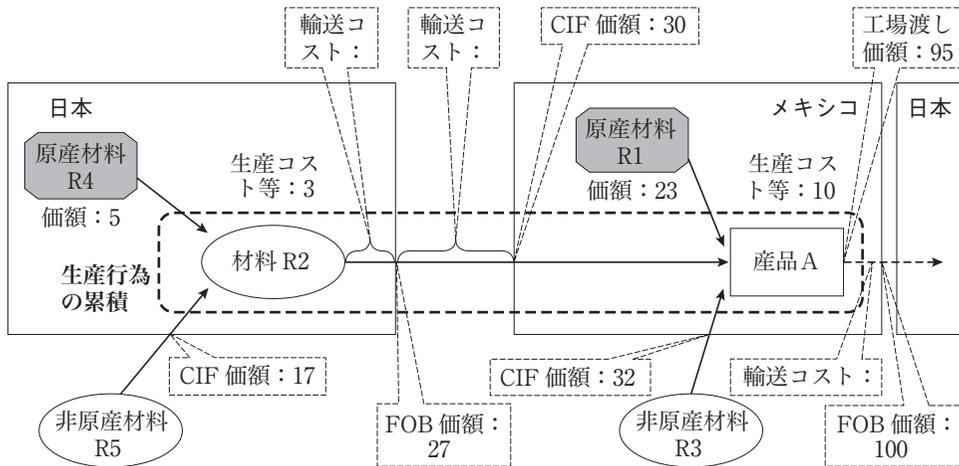
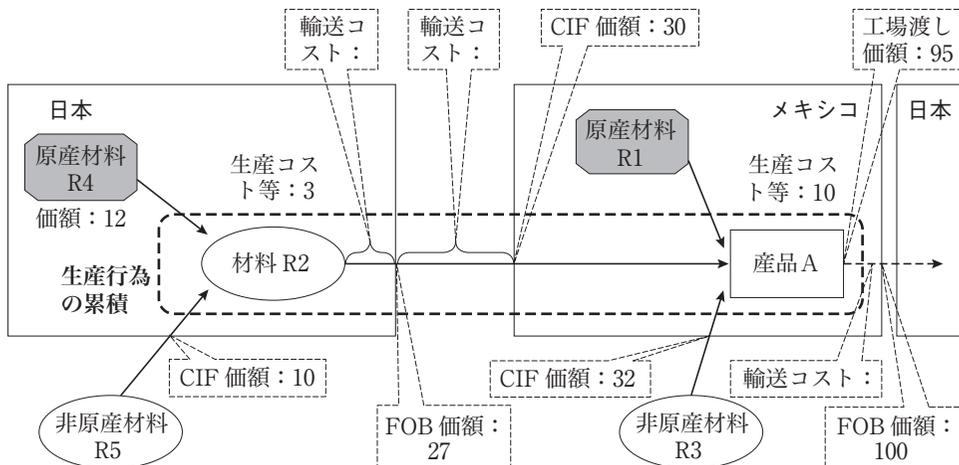


図2-58'



るか、EPAの下での原産材料／非原産材料であるかという点。(メキシコEPAにおいては、日本が締結している他のEPAとは異なり、「日本の原産品」・「メキシコの原産品」という概念はなく、単に同EPAの下での「原産品」という概念があるだけであることから、図2-57'及び図2-58'においては、単に原産材料／非原産材料と記載している。)

- ・図2-57'及び図2-58'において、「生産行為の累積」が機能していることの視覚化を図っている点。

なお、図2-57'及び図2-58'の両事例において、製品Aの生産者が生産しているとみなす材料R2に関し、メキシコEPA第26条(中間材料)の規定については考慮しないものとする。

図2-57'及び図2-58'の両事例において、製品A(及びR2)の生産者にとっての非原産材料とは、R3及びR5であり(*)、したがって、これら2つの材料の価額のみをVNMに算入することとなる。

(*)メキシコEPAにおいては「日本の原産品」という概念はなく、R4は単に同EPAの下での「原

表2-44

	「モノの累積」	「生産行為の累積」	
図2-57 (R2：日本の非原産品)	38%	51%	図2-57' (R2：非原産品)
図2-58 (R2：日本の原産品)	68%	58%	図2-58' (R2：原産品)

産品」となる。したがって、ここでは原産材料として扱うこととなる。

したがって、図2-57'の場合には、

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \frac{\text{TV} - \text{VNM}}{\text{TV}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (32 + 17)}{100} \times 100 \cdots (*2) \\ &= 51\% \end{aligned}$$

となる。その結果、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たすことから、原産品であると判断される。

一方、図2-58'の事例においては、

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \frac{\text{TV} - \text{VNM}}{\text{TV}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (32 + 10)}{100} \times 100 \\ &= 58\% \end{aligned}$$

となる。その結果、「原産資格割合が40%以上であること」という要件を満たすことから、原産品であると判断される。

以上より得られた、産品Aの原産資格割合が、それぞれの場合においてどのようになっているかを比較対照してみると、表2-44のとおりである。

この表を見ると、

- ①実質的に同等である図2-57及び図2-57'の場合であっても、「モノの累積」を採用するか、「生産行為の累積」を採用するかで、得られる結果が異なるように思われること、
 - ②「モノの累積」の場合、R2が原産品・非原産品のいずれであるかに因って、産品Aの原産資格割合の値が大きく変動するように思われること、
- の2点が言えるのではないかと考えられるところ、検討を加えてみよう。

まず①に関してであるが、図2-57及び図2-57'において、産品Aの原産資格割合が38%となった(*1)と、51%となった(*2)とを比べてみると、(*1)ではR2のCIF価額(すなわち、結果としてVNM)に含まれている「生産コスト等：3」、「(日本国内の)輸送コスト：2」及び「(日本→オーストラリア間の)輸送コスト：3」の計「8」が、(*2)においては

第2部 主要な基本的概念

VNMに含まれておらず、その結果、原産資格割合が上昇している。

すなわち、一般に「生産行為の累積」の場合には、相手締約国における材料の生産コスト等及び運送コストがQVCの計算式中のVNMに算入されなくなることから、計算式の分子の値が大きくなり、因って、原産資格割合が大きくなるということが言える。

次に②に関してであるが、R2が非原産品であれば、R2の価額がすべてVNMに算入され、一方R2が原産品であれば、R2の価額はすべてVNMには算入されないこととなり、その意味において、原産資格割合の値は大きく変動することとなる。

ここまで読むと、「生産行為の累積」とは、付加価値基準の項目において説明した「トレーシング方式」に似たものであり、他方、「モノの累積」とは「ロールアップ方式」（又は「ロールダウン方式」）的な性格を有するものであることが理解できるであろう。

以上をまとめると、

「モノの累積」：ロールアップ的（又はロールダウン的）

「生産行為の累積」：トレーシング的

とすることが可能と解される。

(6) 「累積」の類型—「救済条項」(rescue clause)

「生産行為の累積」の一形態ではあるが、「救済条項」(rescue clause)と呼ばれる（注）特別な規定が、

マレーシアEPA第29条2

フィリピンEPA第30条2

ブルネイEPA第25条2

インドネシアEPA第30条2

において規定されている。

（注）厳密に言えば、上記に掲げたEPA等の交渉の際に、交渉担当官の間でこのように呼ばれていただけのことであり、正式な名称という訳ではない。しかしながら、当該規定の性格を分かり易く示す呼称であると思われることから、本書においては、本呼称を用いることとする。

関係する条文を表2-45に掲げる。

これらの条文の意義を、図2-59に基づきマレーシアEPAの規定を用いて説明してみよう。

図2-59において、国内の輸送コスト、港での倉庫保管料・諸手数料等は無視するものとし、各産品（材料）に付している「生産コスト等」とは、生産コスト（労務費、製造経費等）と利益の和であると仮定する。

また、すべての産品（材料）の品目別規則は「原産資格割合が40%以上となるような製造」とであると仮定する。（なお、以下の計算式中、[R3]、[R5]等は、それぞれR3、R5等の価額を表すものとする。）

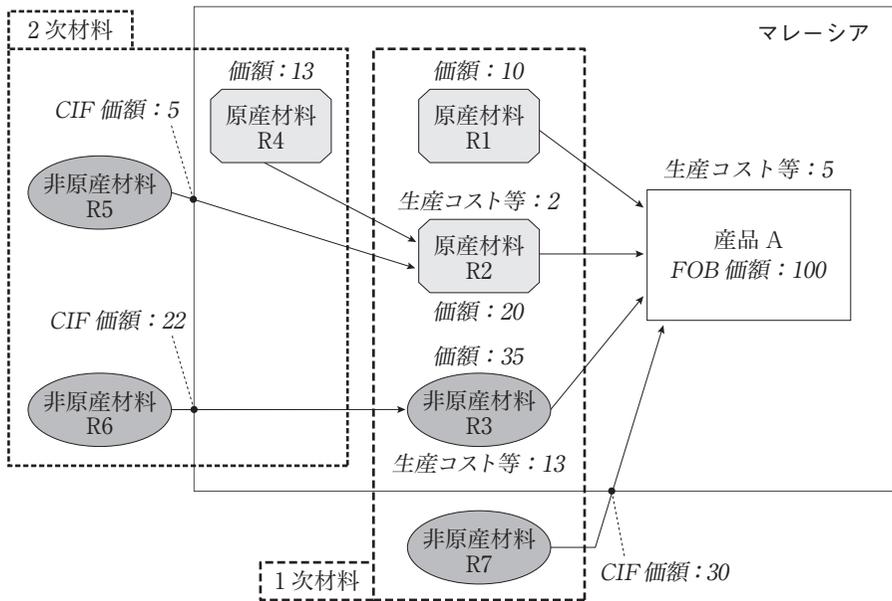
この場合において、最終的な産品Aの原産資格割合は、

表2-45

⑦マレーシアEPA 第29条 累積 (Article 29 Accumulation)	
2	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1 (c) の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of Article 28 in determining whether the good qualifies as an originating good of a Country, the value of a non-originating material produced in the territory of either Country and to be used in the production of the good may be limited to the value of non-originating materials used in the production of such non-originating material, provided that the good qualifies as an originating good of that Country under subparagraph 1 (c) of Article 28.</p>
⑧フィリピンEPA 第30条 累積 (Article 30 Accumulation)	
2	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1 (c) の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of Article 29 in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, the value of a non-originating material produced in either Party and to be used in the production of the good may be limited to the value of non-originating materials used in the production of such non-originating material, provided that the good qualifies as an originating good of that Party under subparagraph 1 (c) of Article 29.</p>
⑩ブルネイEPA 第25条 累積 (Article 25 Accumulation)	
2	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が同条1 (c) の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of Article 24 in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, the value of a non-originating material produced in either Party and to be used in the production of the good may be limited to the value of non-originating materials used in the production of such non-originating material, provided that the good qualifies as an originating good of that Party under subparagraph 1 (c) of Article 24.</p>
⑫インドネシアEPA 第30条 累積 (Article 30 Accumulation)	
2	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が同条1 (c) の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。</p>

For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of Article 29 in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, the value of a non-originating material produced in either Party and to be used in the production of the good may be limited to the value of non-originating materials used in the production of such non-originating material, provided that the good qualifies as an originating good of that Party under subparagraph 1 (c) of Article 29.

図2-59



$$\begin{aligned}
 QVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{100 - (([R5] + [R3] + [R7]) - [R5])}{100} \times 100 \\
 &= \frac{100 - (35 + 30)}{100} \times 100 \\
 &= \frac{100 - 65}{100} \times 100 \\
 &= 35\%
 \end{aligned}$$

[R5] を差し引いているのはロールアップの適用による。

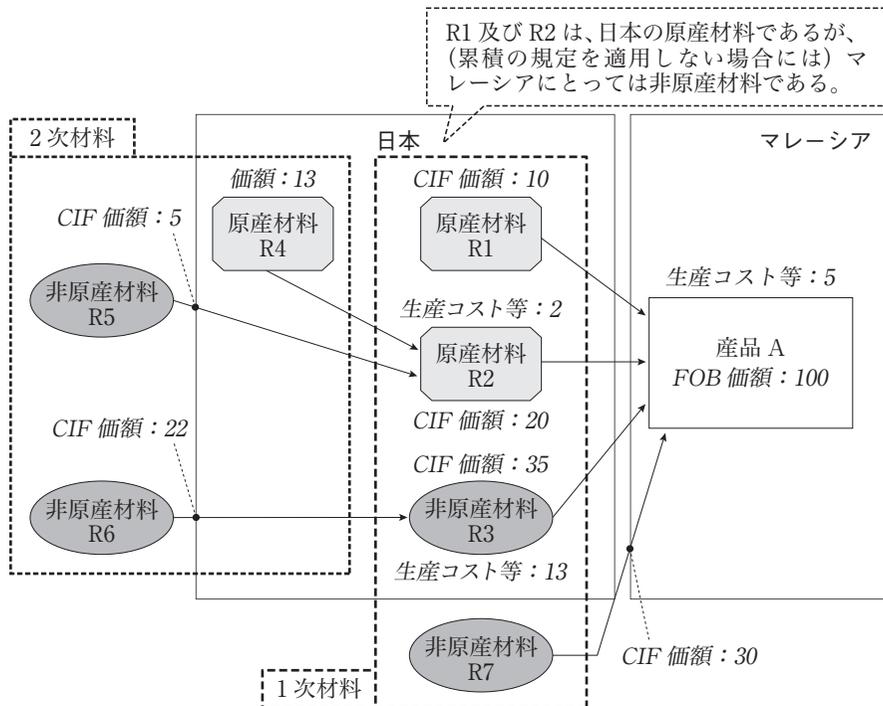
となる。

では、図2-59の事例が図2-60のようになった場合はどうであろうか。

こちらの事例においては、材料の生産が日本国内で行われており、累積の規定を適用することが考えられるところ、累積の規定を適用しない場合と適用する場合とに分けて、順次考えてみよう。

まず、累積の規定を適用しない場合であるが、原産資格割合の計算式中のVNMに算入すべ

図2-60



き非原産材料の価額は、[R1]、[R2]、[R3] 及び [R7] となる (*) ことから、

$$\begin{aligned}
 QVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{FOB - ([R1] + [R2] + [R3] + [R7])}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{100 - (10 + 20 + 35 + 30)}{100} \times 100 \\
 &= \frac{100 - 95}{100} \times 100 \\
 &= 5\%
 \end{aligned}$$

となり、マレーシアEPA上の原産品とは認められないこととなる。

(*)：上述のとおり、R1及びR2は、日本の原産材料であるが、(累積の規定を適用しない場合には) マレーシアにとっては非原産材料であることから、それらの価額はVNMに算入されることとなる。

次に、累積の規定を適用するとどうなるであろうか。

この事例において、マレーシアEPA第29条1の規定は以下のように解される。

産品 (= A) が一方の締約国 (=マレーシア) の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国 (=マレーシア) の領域において当該産品 (= A) を生産するための材料として使用される他方の締約国 (=日本) の原産品 (=R1及びR2) は、当該一方の締約国 (=マレーシア) の原産材料とみなすことができる。

第2部 主要な基本的概念

したがって、累積の規定（第29条1）を適用する場合には、原産資格割合の計算式中のVNMに算入すべき非原産材料の価額は[R3]及び[R7]となることから、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{\text{FOB} - ([\text{R3}] + [\text{R7}])}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (35 + 30)}{100} \times 100 \\ &= \frac{100 - 65}{100} \times 100 \\ &= 35\% \end{aligned}$$

となり、結局、累積の規定（第29条1）を適用したとしても、最終的な産品AはマレーシアEPA上の原産品とは認められないこととなる。

この結果、日本国内で生産されているR3の生産コスト等の13は、産品Aの原産資格割合には算入されないことが見て取れる。

ここで救済条項（第29条2）を適用すると、非原産材料R3の価額は、その生産に使用されている非原産材料R6の価額に限定することができることから、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (22 + 30)}{100} \times 100 \\ &= 48\% \end{aligned}$$

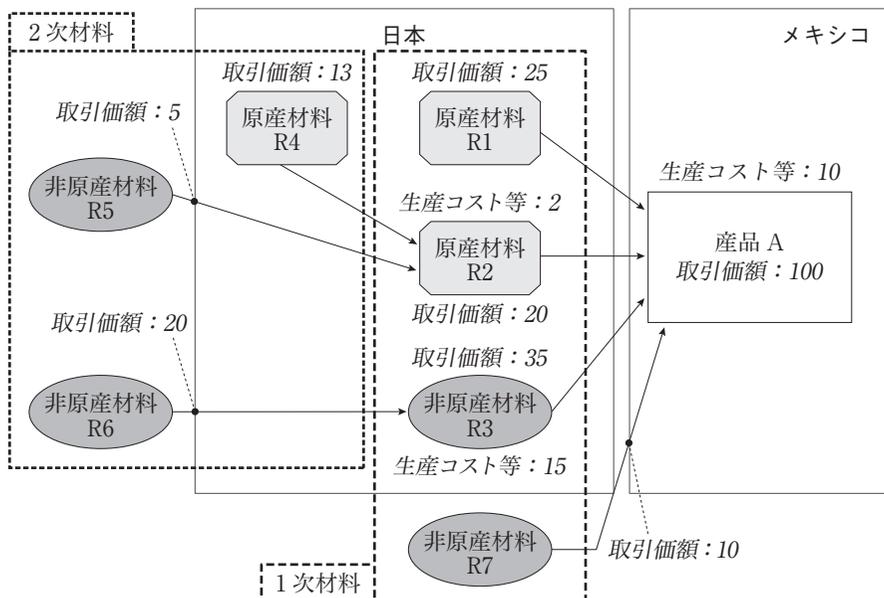
となり、救済条項の適用により、産品AはマレーシアEPA上の原産品と認められることとなる。（この第29条2の読み方については、下記2. (3) ②及び③に詳述したので、そちらを参照されたい。）

このように救済条項を適用することにより、原産品としての資格を得ることができるケースが存在するということは理解できたであろうが、単にこれだけでは、なぜ救済条項をわざわざ設ける必要があるのかという点については必ずしも明確ではないように感じられるかもしれないであろう。

この点については、以下のような説明になるものと思われる。

- ① 「モノの累積」の下では、EPAの一方の締約国で生産された産品であって当該一方の締約国の原産品と認められない産品は、他方の締約国の原産材料とみなすことはできないこととなる。
- ② その結果、「当該一方の締約国の原産品と認められない産品」に係る生産コスト等（注）も、最終的な産品の付加価値の算出に当たり、付加される価値の方には算入されないこととなる（「モノの累積」が有するロールダウン的な効果がここで発揮されている。）。
（注）種々のものが考えられるが、生産コスト（労務費、製造経費等）、利益、国内の輸送コスト、港での倉庫保管料・諸手数料等が挙げられる。
- ③ 一方、「生産行為の累積」の場合には、「当該一方の締約国の原産品と認められない産品」

図2-61



に係る生産コスト等は、最終的な製品の付加価値の算出に当たり、付加される価値の方に算入されることから、「モノの累積」に比べて原産資格を獲得し易くなるという側面があることとなる。

- ④ すなわち、「モノの累積」は「生産行為の累積」に比べて不利な点があるとも言い得るところであり、この問題の解決を目的として、「救済条項」が規定されたものと解することが可能である。

以上の説明に関し、仮想的な事例を用いて「モノの累積」と「生産行為の累積」とを比較することにより、もう少し具体的に見てみよう。

「生産行為の累積」の代表として、メキシコEPAを取り上げることとし、図2-61に掲げる事例を用いて考察する。

同図において、国内の輸送コスト、港での倉庫保管料・諸手数料等は無視するものとし、各産品（材料）に付している「生産コスト等」とは、生産コスト（労務費、製造経費等）と利益の和であると仮定する。

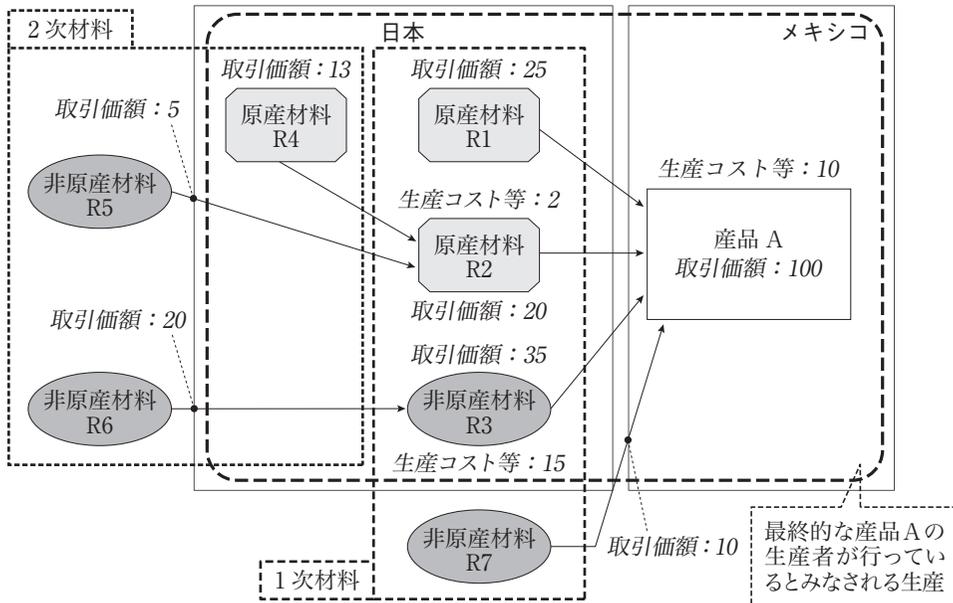
また、すべての産品（材料）の品目別規則は「原産資格割合が60%以上となるような製造」とであると仮定する。

では、図2-61に掲げる事例において、累積の規定を適用しない場合と適用する場合とに分けて、順次考えてみよう。

まず、累積の規定を適用しない場合（これが図2-61に相当する。）には、原産資格割合の計算法中のVNMに算入すべき非原産材料の価額は、[R3]及び[R7]となる（#）ことから、

$$\begin{aligned}
 RVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{100 - (35 + 10)}{100} \times 100
 \end{aligned}$$

図2-62



$$= \frac{100 - 45}{100} \times 100$$

$$= 55\%$$

となり、メキシコEPA上の原産品とは認められないこととなる。

(#)：最終的な製品Aの生産者から見た直接の非原産材料はR3及びR7となる。

なお、原産材料R2の生産に使用されている非原産材料R5の価額については、ロールアップの規定（メキシコEPA第24条4）を適用すれば、考慮する必要はないこととなる。

では、累積の規定を適用するとどうなるであろうか。

この事例において、メキシコEPA第27条の規定は以下のように解される。

製品（=A）に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国（=メキシコ又は日本）の区域における1又は2以上の生産者によるもの（=R1、R2、R3又はR4のそれぞれの生産）を自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第22条の規定に適合することとなることを条件とする。

この規定の意味するところを図示すると、図2-62のとおりとなる。

したがって、累積の規定を適用する場合には、域内原産割合の計算式中のVNMに算入すべき非原産材料の価額は[R6]及び[R7]となる（*）ことから、

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

$$= \frac{TV - ([R6] + [R7])}{TV} \times 100$$

$$= \frac{100 - (20 + 10)}{100} \times 100$$

$$= \frac{100-30}{100} \times 100$$

$$= 70\%$$

となり、結局、産品AはメキシコEPA上の原産品と認められる。

(*)：最終的な産品Aの生産者から見た非原産材料はR5、R6及びR7となる。

しかしながら、R5の価額については、ロールアップの規定（メキシコEPA第24条4）を適用すれば、考慮する必要はないこととなる。

また、非原産材料R3については、以下に述べるように産品Aとの生産行為の累積を行うことが可能であることから、産品Aの生産者が生産したものとみなすこととなり、結局、産品Aの生産者にとっての非原産材料はR3ではなく、R3の材料であるR6となる。

R3について産品Aとの生産行為の累積を行うことが可能となる理由は以下の通り。

仮にメキシコEPA第27条の規定に基づき産品Aとの生産行為の累積を行った場合において、上記の計算式で見た通り、産品AはメキシコEPA上の原産品と認められることから、同条のただし書きを満たすこととなり、したがって同条の規定が適用されることとなる。

すなわち、累積の規定が適用された場合には、

- ①材料R3の生産コスト等は、最終的な産品の域内原産割合の中に算入され、また、
 - ②材料の生産と最終的な産品の生産が1カ国で行われた場合と同様に原産品と認められることに変わりはないこととなる、
- ことが見て取れる。

このメキシコEPAで取り上げた「生産行為の累積」に係る説明と、上述のマレーシアEPAにおける「モノの累積」に係る説明とを比較してみると、

「生産行為の累積」の場合には掬い取れていた相手締約国内での生産コスト等が、「モノの累積」の場合には掬い取ることができない

という本質的な違いが存在することが見て取れる。その結果として、「モノの累積」は「生産行為の累積」に比べて原産資格を獲得し難くなるという側面があり、「救済条項」はこの点を補うことを目的としたものであると言うことが可能である。

では、なぜ、「モノの累積」が規定されているEPAのうち、マレーシア、フィリピン、ブルネイ及びインドネシアの4本のEPAのみにおいてこの「救済条項」が規定されているのだろうか。

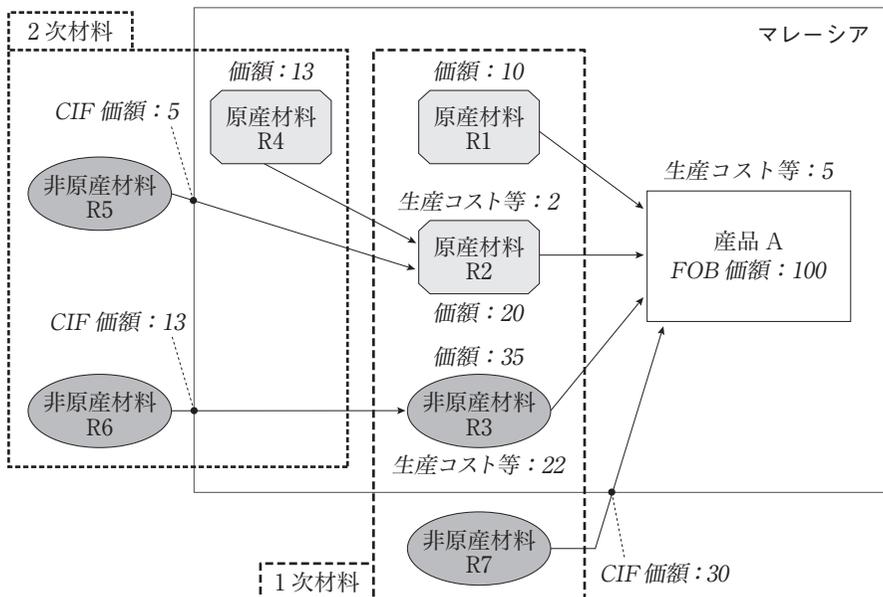
一言で言えば、「交渉の結果、このようになったものである」ということになる。

この「救済条項」は、元々は、交渉の過程において日本側より提案したものであり、交渉の結果、上記4本のEPAにおいては相手側が受け入れたことから条文に盛り込まれたものである。

【補足 2-6】 ロールアップ／トレーシング方式及びロールアップ／ロールダウン方式と累積の規定との関係

上記(6)の「救済条項」に係る説明を読むと、「モノの累積」の場合には、同条項を根拠規定としてトレーシングを行っている（すなわち、(1次材料レベルの)非原産材料に含まれる(2次材料レベルの)非原産材料の価額を追跡した上で、当該(1次材料レベルの)非原産材料

図2-63



の価額のうち（2次材料レベルの）非原産材料の価額を除いた価額を「付加される価値」に算入することとなるのではないかと考えられたかもしれない。

結論から言えば、（全くの私見ではあるが）筆者はその解釈に拠ることが可能ではないかと考えている。

この点に関し、以下に、マレーシアEPA第29条2の規定について見てみよう。

図2-63の事例を用いるとマレーシアEPA第29条2の規定は以下のように解される。

製品（=A）が締約国（=マレーシア）の原産品であるか否かを決定するため前条4（b）の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国（=日本又はマレーシア。図2-63においてはマレーシア）の領域において生産され、かつ、当該製品（=A）の生産に使用される非原産材料（=R3）の価額は、当該非原産材料（=R3）の生産に使用される非原産材料（=R6）の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該製品（=A）が前条1（c）の規定に従って当該締約国（=マレーシア）の原産品となることを条件とする。

これにより、原産資格割合の計算式中のVNMに算入すべき非原産材料の価額は、[R3] 及び [R7] ではなく、[R6] 及び [R7] となる。

すなわち、非原産材料R3に関しては、その生産に使用している（2次材料レベルの）非原産材料R6の価額を追跡して、そのみをVNMに算入しており、つまり、トレーシングを行うこととなる。

以上より、（1次材料レベルの）原産材料に含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の価額を考慮しないロールアップ（マレーシアEPA第28条7）と合わせて、マレーシアEPAにおいても、ロールアップ／トレーシング方式を採用していると解することが可能である。

では、「救済条項」が規定されていないEPAに関してはどうであろうか。

- イ、「生産行為の累積」に関しては、当該「生産行為の累積」という概念そのものが、トレーシングの根拠となっていると解される（上記1. (5) 参照）。（関連規定はメキシコEPA第27条並びにペルーEPA第43条 (b) 及び (c)。なお、シンガポールEPAに関しては、累積の規定ではなく、付加価値基準に係る規定のうち第23条6がトレーシングの根拠規定となっている。詳細については、上記第2章第3節2. (5) 参照。)
- ロ、「モノの累積」を行っている13本のEPAのうち、「救済条項」が規定されている4本のEPA及びオーストラリアEPAを除いたチリEPA、タイEPA、アセアン包括EPA、ベトナムEPA、スイスEPA及びペルーEPAに関しては、「救済条項」が存在しないことから）トレーシングを行うための明示的な根拠規定はないこととなる。これをどのように解釈するかであるが、トレーシングができるという明文規定がない以上、トレーシングは行えない、すなわちロールダウン（＝1次材料レベルの）非原産材料に含まれる（2次材料レベルの）原産材料の価額もVNMに算入する）を行うこととなるという解釈が当然のこととしてあり得よう。筆者はこの解釈を採用するという立場を採る。
- ハ、オーストラリアEPAに関しては、累積の規定ではなく、付加価値基準に係る規定のうち第35条6においてトレーシング及びロールダウンのいずれかを選択できる旨が規定されており、それが根拠規定となっている。詳細については、上記第2章第3節2. (3)。

なお、ペルーEPAに関しては、第43条 (a) で「モノの累積」を、同条 (b) 及び (c) において「生産行為の累積」が、それぞれ規定されている。

仮に上記のように「生産行為の累積」の下ではトレーシングを行う一方で、「モノの累積」の下では（「救済条項」がないことから）トレーシングを行えないとすると、「モノの累積」を採用するということは、原産資格の獲得のし易さという観点からは不利な選択肢ではないかという見方もあり得よう。

確かにそのような側面はあろうかとも思われるが、その一方で、トレーシングを行うということは、2次材料レベルまで遡って価額を把握するという手間がかかることとなり、そのためのコストが発生することとなる。そういったコストも勘案した上で、トレーシングが可能な「生産行為の累積」を採用するか、そうでない「モノの累積」を採用するかということを考慮することになると解すべきであろう。

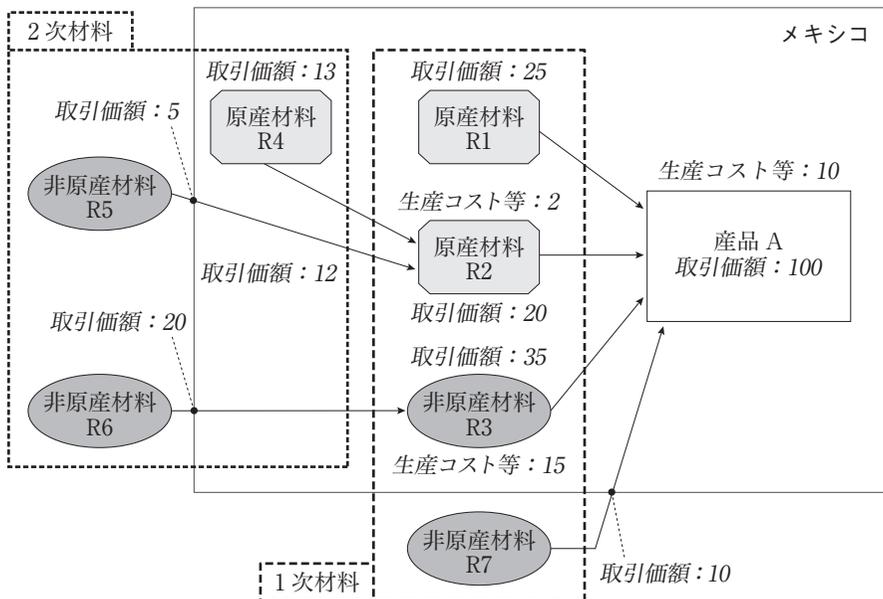
上記を個々のEPAにおいて具体的に確認してみよう。

① メキシコEPA

図2-64の事例を用いて、メキシコEPA第27条の規定を考えると以下のように解される。

産品（＝A）に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国（＝メキシコ又は日本）の区域における1又は2以上の生産者によるもの（＝R1、R2、R3又はR4のそれぞれの生産）を自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産

図2-64



と累積することができる。ただし、その累積により、第22条の規定に適合することとなることを条件とする。

上記 (6) の図2-62においては、日本における材料の生産を製品Aの生産者（在メキシコ）が行ったものとして考察を加えたが、今度はメキシコ国内において材料が生産され、その生産を製品Aの生産者が行ったものと仮定する。

その場合、図2-65のとおりとなる。

図2-65において、

(a)最終的な製品Aの生産者から見た非原産材料はR5、R6及びR7となる（*）ことから、域内原産割合の計算式中のVNMに算入すべき非原産材料の価額は[R5]、[R6]及び[R7]となるが、

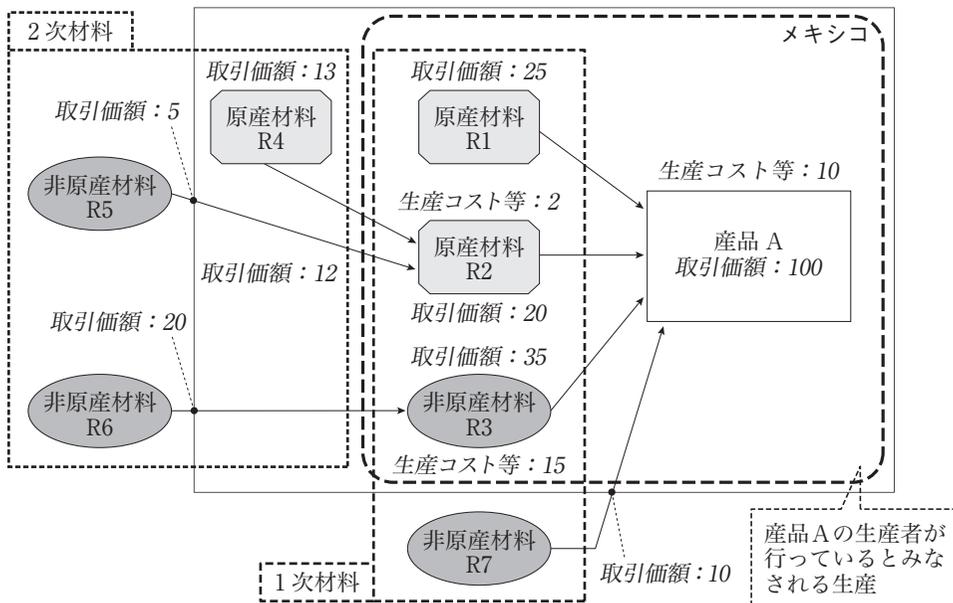
(*)：上記 (6) の図2-62における説明と同様に、非原産材料R3は製品Aとの生産行為の累積が可能となることから、結局、製品Aの生産者にとっての非原産材料はR6となる。

(b)ロールアップの規定を適用すれば[R5]を算入する必要はないことから、結局、VNMに算入すべき非原産材料の価額は[R6]及び[R7]となる。

すなわち、非原産材料R3に関しては、その生産に使用している（2次材料レベルの）非原産材料R6の価額を追跡して、そのみをVNMに算入しており、すなわち、トレーシングを行うこととなる。

以上より、（1次材料レベルの）原産材料に含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の価額を考慮しないロールアップ《メキシコEPA第24条4(a)》と合わせて、メキシコEPAにおいては、ロールアップ／トレーシング方式を採用していると解することが可能である。

図2-65



② チリEPA、タイEPA、アセアン包括EPA、スイスEPA及びベトナムEPA

これらの規則における累積は、「モノ」の累積であり、また救済条項に相当する規定も存在しないことから、1次材料レベルの非原産材料に含まれる2次材料レベルの非原産材料の価額を追跡した上で、当該2次材料レベルの非原産材料の価額のみをVNMに算入するための明示的根拠はないものと解される。

したがって、原産資格割合の計算式中のVNMに算入すべき（1次材料レベルの）非原産材料の価額は——たとえ当該非原産材料の生産に2次材料レベルの原産材料が使用されていたとしても、2次材料レベルの非原産材料の価額のみをVNMに算入することができる旨を明示的に規定していない以上は——当該（1次材料レベルの）非原産材料の価額そのものとすべきものと解される。

すなわち、2次材料レベルの原産材料の価額を考慮しないロールダウン方式を採用しているものと解することが可能であり⁵⁴⁾、結局、（1次材料レベルの）原産材料に含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の価額を考慮しないロールアップと合わせて、これらの規則においては、ロールアップ／ロールダウン方式を採用しているものと解することが可能である。

54) チリEPAにおいては、同EPA第31条1(a)に規定する材料の価額の定義に基づき、ロールダウン方式を採用していると解することも可能である。（上記第2章第3節2.(6)のロールアップ方式に係る説明におけるロジックの援用による。）

2. 日本のEPAにおける累積に係る規定の解釈

(1) シンガポールEPA

①第24条1において、以下のように規定されている。

1	いずれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品についての生産がいずれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。
	For the purpose of determining whether a good is an originating good of the other Party, either Party shall consider the production in its territory as that in the territory of the other Party, where such good is produced in the territory or territories of one or both Parties.

本規定は、「生産行為の累積」を定めたものである。

この規定の目的は、最終的な産品の生産国における生産行為のみでは原産地基準を満たさない場合であっても、双方の締約国における生産行為が当該最終的な産品の生産国において行われたとみなすことにより、原産地基準を満たして原産品となることを可能ならしめるものである。

図2-66及び図2-67に掲げた仮想的な事例に基づいて、本項の規定を具体的に読み替えてみると以下の通りとなる。

いずれの一方の締約国（＝シンガポール）も、**他方の締約国（＝日本）から輸入される産品（＝レール）が他方の締約国（＝日本）の原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品（＝レール）についての生産がいずれかの又は双方の締約国（＝日本及びシンガポールのどちらか一方、又は、その両方）の領域において行われた場合には、当該一方の締約国（＝シンガポール）における生産（＝鉄のインゴットの生産）を当該他方の締約国（＝日本）の領域において行われた生産とみなすものとする。**

(2) メキシコEPA

① 第27条において、以下のように規定されている。

	産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第22条の規定に適合することとなることを条件とする。
	For the purposes of determining whether a good is an originating good, a producer of the good may accumulate his production with the production of one or more producers in the Area of one or both Parties, of materials incorporated in the good, in a manner that the production of the materials is considered to have been performed by that producer, provided that the provisions of Article 22 are satisfied.

本規定は、「生産行為の累積」を定めたものである。

図2-66 累積の規定を適用しない場合

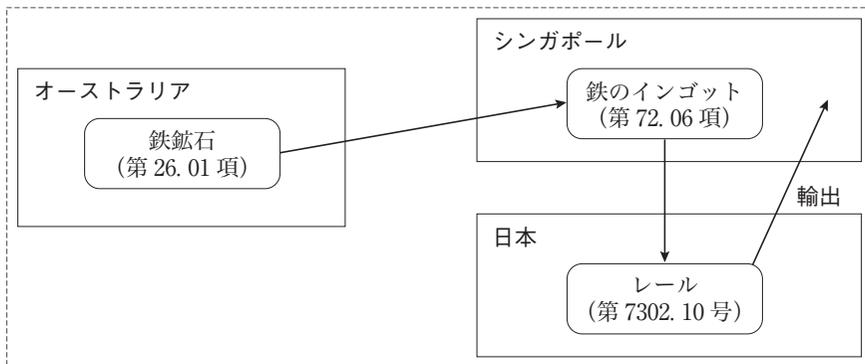
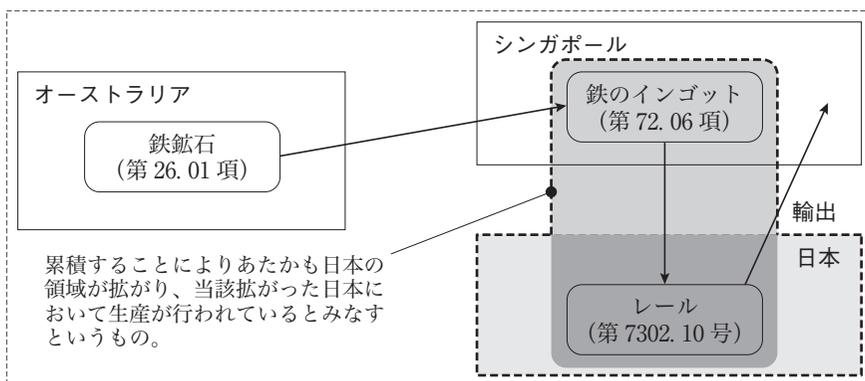


図2-67 累積の規定を適用する場合



この規定の目的は、最終的な製品の生産者の生産行為のみでは原産地基準を満たさない場合であっても、双方の締約国における他の者による生産行為を当該最終的な製品の生産者の生産行為に積み重ねることにより、原産地基準を満たして原産品となることを可能ならしめるものである。

具体的な事例については、上記1. (4) において説明したとおりであり、詳細は該当箇所を参照のこと。ここでは図を再掲するに留める。

品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合には、図2-53及び図2-54のとおりである。

図2-54に掲げる事例に基づく場合、本規定は、以下のように読み替えることが可能である。

産品 (=レール) に組み込まれている材料 (=鉄のインゴット) の生産のうち一方又は双方の締約国 (=メキシコ) の区域における1又は2以上の生産者によるもの (=鉄のインゴット) の生産を自ら (=レールの生産者) が当該材料 (=鉄のインゴット) の生産を行ったものとみなして、自らによる生産 (=レールの生産)と累積することができる。ただし、その累積により、第22条の規定に適合することとなることを条件とする。

次に品目別規則が付加価値基準に基づいている場合は、図2-68及び図2-69に掲げるとおりである。

図2-53 (再掲)

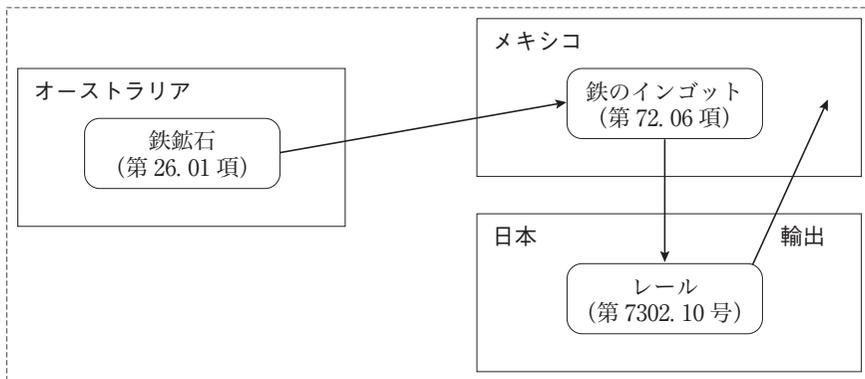
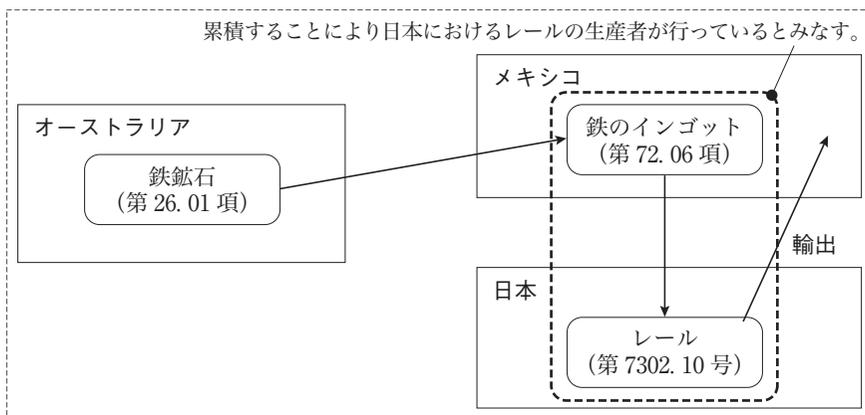


図2-54 (再掲)



(注) 第27条において「累積することができる」とし、累積することを義務としていない理由は、以下のとおりである。すなわち、本規定は、図2-69の事例のように最終的な製品の生産に使用された非原産材料(同図の事例における部分品B)の取引価額の内訳を製品の生産者が知り得る場合のみ利用可能な規定であることから、仮に義務であるとする、製品の生産者が知り得ない情報に基づく立証を義務付けることとなってしまう、事業者にとって過剰な事務負担となる可能性があるためである。

② 第27条ただし書きにおいて、第22条の規定に適合することとなること(累積の結果、産品が原産品としての要件を満たすこと)が条件とされている。

この条件は、ある産品が原産品であるかないかを決定する際の累積の適用を1回に限定するためのものである。すなわち、当該産品が累積の適用により第22条の規定(附属書4に規定する域内原産割合又は関税分類の変更の要件)を満たして原産品となる場合においてのみ累積の効果は有効となり、累積の結果原産品とならない場合には累積の効果は無効となる。

この条件は、特に域内原産割合の要件の対象となる産品が原産品であるかないかを決定するに当たり、産品の材料の、更にその材料に遡って累積を行うことにより産品の域内原産割合を高めることを防止することを目的としている。

以下、図2-70を用いて説明を加えてみよう。

図2-68

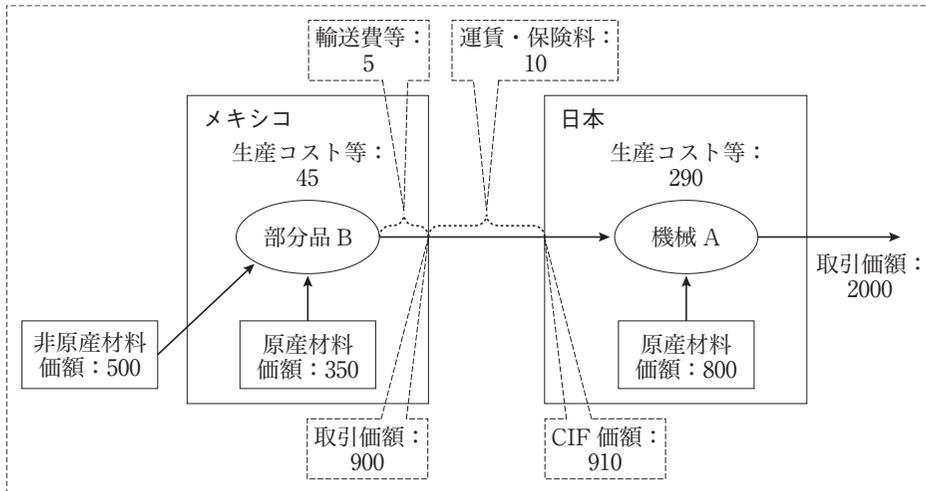


図2-69

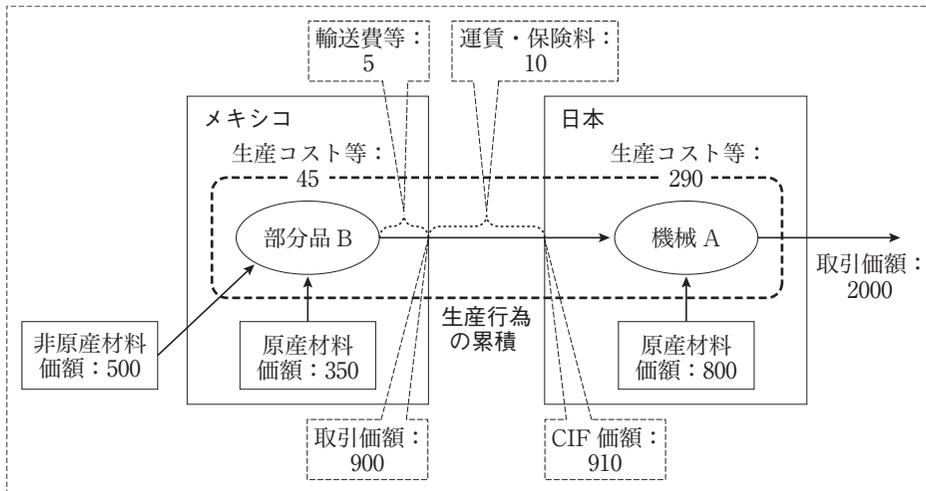
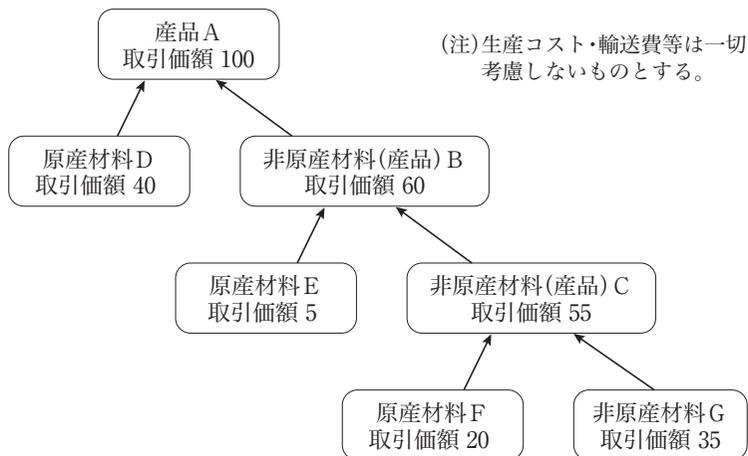


図2-70



第2部 主要な基本的概念

図2-70においてすべての製品の品目別規則は、「域内原産割合が50%以上であること」と仮定する。

製品Aの域内原産割合は、

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

により求められる。

AとBとの累積を考慮しない場合には、製品Aの域内原産割合は、

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\ &= \frac{100 - 60}{100} \times 100 \\ &= 40\% \end{aligned}$$

となり、メキシコEPA上の原産品とは認められないこととなる。

次に、AとBとの累積を考慮したとすると（図2-71）、製品Aの生産者は、

非原産材料Cと原産材料D及びEとから製品Aを製造する

とみなされることから、製品Aの域内原産割合は、

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\ &= \frac{100 - 55}{100} \times 100 \\ &= 45\% \end{aligned}$$

となり、メキシコEPA上の原産品とは認められないこととなるはずである。

しかしながら、図2-71をよく見ると想像がつくものと思われるが、仮に生産工程をもう1段階遡って累積を行うことができたとしたら（図2-72）どうであろうか。

この場合、製品Aの生産者は、

非原産材料Gと原産材料D、E及びFとから製品Aを製造する

とみなされることから、製品Aの域内原産割合は、

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\ &= \frac{100 - 35}{100} \times 100 \\ &= 65\% \end{aligned}$$

となり、メキシコEPA上の原産品と認められることになってしまう。

すなわち、生産工程を前へ前へと遡って累積を繰り返すことにより、原産品としての資格を獲得し易くなる⁵⁵⁾ ことから、前へ遡って累積を繰り返えそうというインセンティブが働くこととなるであろう。

図2-71

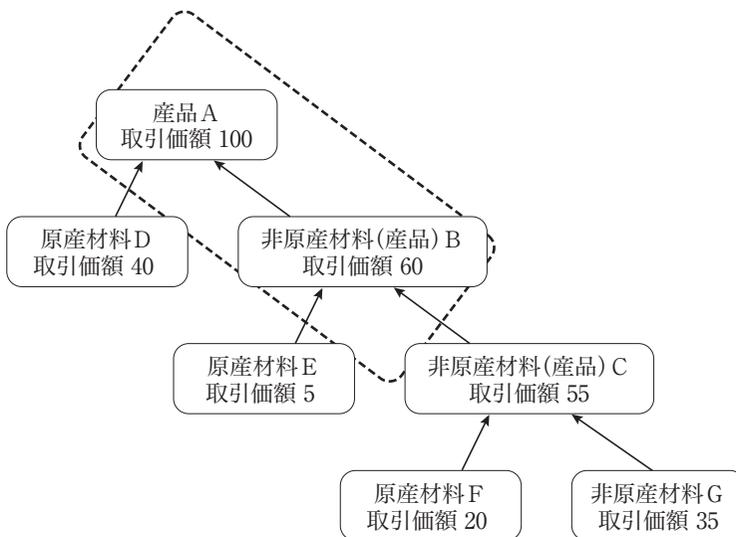
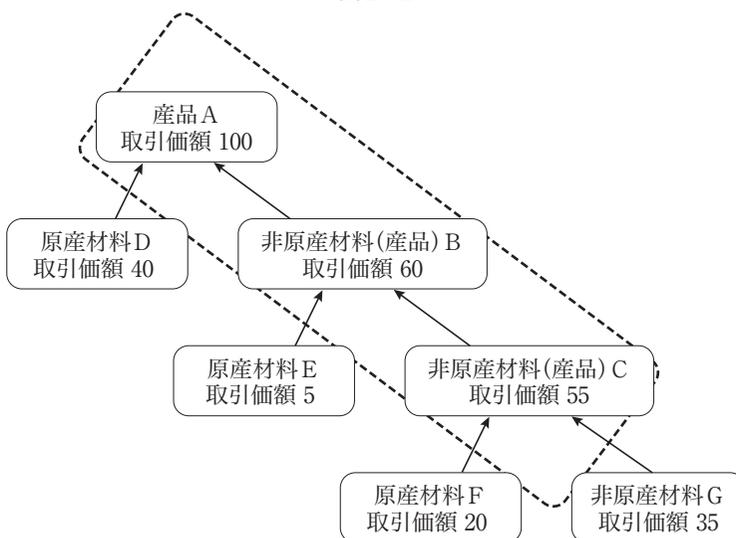


図2-72

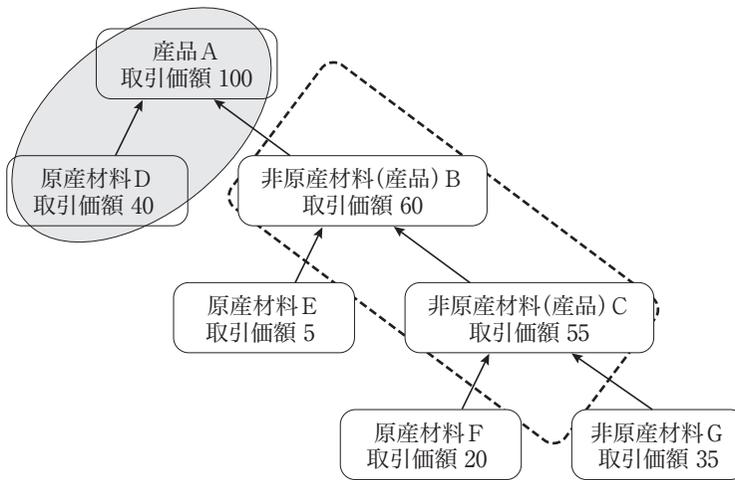


しかしながら、3次材料、4次材料……と遡ることとなってしまうと、立証の信頼性及び税関当局による確認の実現可能性が極めて小さいものになると思われることから、その観点からは、生産工程を無限に遡ることを禁止することが適切であろう。

では、どこまで遡れる（又は、累積は何回できる）とすべきであろうか。この点については、製品の生産者が、締約国における生産活動であることを合理的に立証し得る範囲として一段階

55) ここで採り上げた事例においては、各材料の生産コスト、利益、運送コスト等は無視している。しかしながら、メキシコEPAにおける累積は、「生産行為の累積」であることから、材料の生産コスト、利益、輸送費等は、域内原産割合の計算式における「VNM」には含まれないこととなる（上記1. (5) 参照）。したがって、生産工程を遡るに伴い、各生産に係る生産コスト等がVNMから差し引かれていくことから、生産工程を遡れば必ずVNMの値は小さくなり、したがって域内原産割合が大きくなることとなる。

図2-73



前の生産に限定することが、信頼性の観点及び確認可能性の観点から妥当と考えられる。

この考え方を踏まえ、本ただし書きにおいて、生産工程を遡るのは一段階のみであるということが規定されているものと解される。

では、ただし書きの効果を具体的に確認してみよう。

図2-70において、今、製品Bに着目してみよう。

Bの域内原産割合は、BとCとの累積を考慮しない場合には、

$$\begin{aligned}
 RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\
 &= \frac{60 - 55}{60} \times 100 \\
 &= 8\%
 \end{aligned}$$

となり、BはメキシコEPA上の原産品とはみなされないこととなる。

次に、BとCとの累積を考慮した場合（図2-73）には、製品Bの生産者は、非原産材料Gと原産材料E及びFとから製品Bを製造するとみなされることから、製品Bの域内原産割合は、

$$\begin{aligned}
 RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\
 &= \frac{60 - 35}{60} \times 100 \\
 &= 41.7\%
 \end{aligned}$$

となり、仮にBとCとの累積を行ったとしても、BはメキシコEPA上の原産品とはみなされない。

よって、ただし書きの規定により、BとCとの累積を行うことはできないこととなる。

仮にただし書きの規定がなければ、図2-72で見たとおり、AからCまで累積してしまうこ

とから、産品Aの域内原産割合は、

$$\begin{aligned} RVC &= \frac{TV - VNM}{TV} \times 100 \\ &= \frac{100 - 35}{100} \times 100 \\ &= 65\% \end{aligned}$$

となり、産品AはメキシコEPA上の原産品と認められることになってしまう。

本ただし書きは、このような結果となることを防止していることが見て取れよう。

(3) マレーシアEPA

① 第29条1において、以下のように規定されている。

1	産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。
	For the purposes of determining whether a good qualifies as an originating good of a Country, an originating good of the other Country which is used as a material in the production of the good in the territory of the former Country may be considered as an originating material of the former Country.

本規定は、「モノの累積」を定めたものである。

本規定に関し、「日本」及び「マレーシア」を入れて具体的に読み替えてみることにする。

産品 (= A) が一方の締約国 (= マレーシア) の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国 (= マレーシア) の領域において当該産品 (= A) を生産するための材料として使用される他方の締約国 (= 日本) の原産品 (= RI) は、当該一方の締約国 (= マレーシア) の原産材料とみなすことができる。

これから分かるとおり、マレーシアEPA上の日本の原産品をマレーシアに輸出し、それに何か作業又は加工を施して別の産品を生産した場合において、当該日本の原産品はマレーシアの原産材料とみなすというものである。(図2-74参照)

本規定は、品目別規則が関税分類変更基準、加工工程基準、付加価値基準のいずれであっても適用可能である。

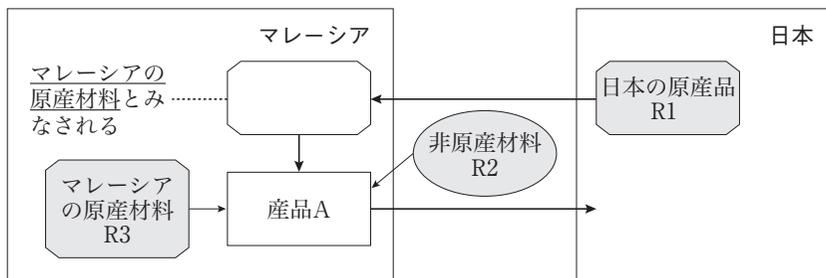
なお、本条の規定の適用により締約国の原産品であると認められる場合には、本EPAに基づく原産地証明書の第5欄に「ACU」が追記される⁵⁶⁾ こととなる。

本規定は、マレーシアEPA第28条1(c)の規定と重ね合わせることはもちろん可能であるが、同条1(b)の規定と重ね合わせて適用することも可能である。

すなわち、第28条1(b)が適用されるのは、原則としてマレーシアの原産材料のみを使用

56) マレーシアEPAに基づく原産地証明書の第5欄には、「A」、「B」及び「C」のいずれかが記入されることとなっている。同EPA第29条の規定の適用があった場合には、「A」、「B」及び「C」のいずれかに加えて「ACU」が記入されることとなる。ただし、いわゆる完全生産品に対しては累積の規定は適用されないと解されることから、「A」と「ACU」とは併記されないこととなる。

図2-74



する場合に限られる訳であるが、第29条の規定を併せて適用することにより、マレーシアの原産材料及び日本の原産品のみから生産される場合にも第28条1 (b) が適用されることとなる。この場合 (=マレーシアの原産材料及び日本の原産品のみから生産される場合) において、同EPAに基づく原産地証明書の第5欄には「B」及び「ACU」と記入されることとなる。

また、本規定においては、『……とみなすことができる』とあるとおり、累積をすることは義務規定とはなっていない。これは、累積することを義務としてしまうと、輸出者 (又は生産者) にとって過剰な事務負担となる可能性があることから、輸出者 (又は生産者) の選択に委ねたものである。この結果、例えば日本の原産品をマレーシアに輸出してそこで最終的な製品の製造に使用したとしても、第29条の規定を適用していない場合には、本協定に基づく原産地証明書の第5欄に「ACU」と追記する必要はないこととなる。

② 第29条2において、以下のように規定されている。

2	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1 (c) の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。</p>
	<p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of Article 28 in determining whether the good qualifies as an originating good of a Country, the value of a non-originating material produced in the territory of either Country and to be used in the production of the good may be limited to the value of non-originating materials used in the production of such non-originating material, provided that the good qualifies as an originating good of that Country under subparagraph 1 (c) of Article 28.</p>

この規定は、「救済条項」を定めたものである。

品目別規則が原産資格割合要件 (付加価値基準) に基づいている場合において、1次材料レベルの非原産材料の生産に使用される2次材料の一部が当該締約国の原産材料 (2次材料) である場合には、当該原産材料 (2次材料) の価額や当該1次材料レベルの非原産材料の生産コスト等を原産資格割合 (QVC) の計算式

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

において、VNMに算入しなくても良いこととするものであり、その結果、当該産品は原産資格割合要件を満たしやすくなるという効果が得られる。

ただし、原産資格割合の計算を行う当該産品の生産者は、当該1次材料レベルの非原産材料の生産に使用される当該締約国の原産材料（2次材料）の価額や当該1次材料レベルの非原産材料を生産するためのコスト等を証明する必要がある。

本規定に関し、「日本」及び「マレーシア」を入れて具体的に読み替えてみることにする。

産品が締約国（＝マレーシア）の原産品であるか否かを決定するため前条4（b）の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり^{57）}、いずれかの締約国（＝日本又はマレーシア）の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される（1次材料レベルの）非原産材料の価額は、当該（1次材料レベルの）非原産材料の生産に使用される（2次材料レベルの）非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1（c）の規定に従って当該締約国（＝マレーシア）の原産品となることを条件とする。

これだけではまだ分かりにくいであろうから、図2-75を用いてより具体的に読み替えてみることにする。

図2-75において、R1をマレーシアの原産材料、R4を日本の原産材料とする。また、R2は原産材料R4と非原産材料R5とから日本において製造されるが、品目別規則等の所定の要件を満たさないことから非原産品であるとする。

この場合において、第29条2の規定は以下のように読み取れる。

産品（＝A）が締約国（＝マレーシア）の原産品であるか否かを決定するため前条4（b）の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国（＝日本又はマレーシア。図2-75においては日本）の領域において生産され、かつ、当該産品（＝A）の生産に使用される非原産材料（＝R2）の価額は、当該非原産材料（＝R2）の生産に使用される非原産材料（＝R5）の価額に限定することができる。ただし、これにより、**当該産品（＝A）が前条1（c）の規定に従って当該締約国（＝マレーシア）の原産品となることを条件とする。**

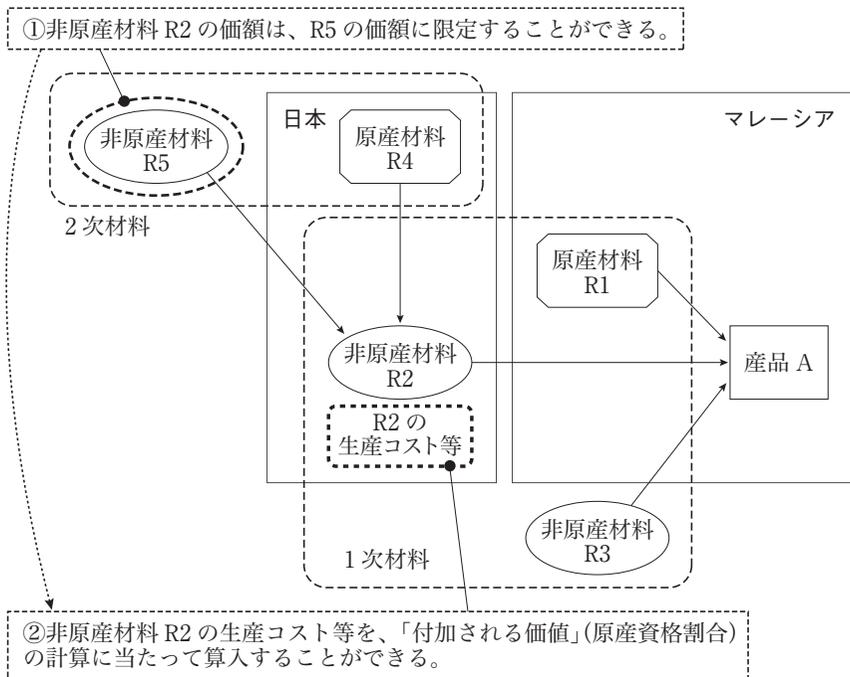
この意味するところは以下のとおりである（第2文＝ただし書きについては、下記③において解説を加える。）。

本規定がない場合におけるVNMは、

$$VNM = R2 \text{の価額} + R3 \text{の価額}$$

57) 「産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4（b）の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり」：第29条2の規定は品目別規則が付加価値基準に基づくものである場合に適用されることが、この規定により明確化されている。一方、第29条1においてはこのような限定はかかっていないことから、品目別規則が関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準のいずれに基づいたものであっても、適用することが可能と解される。なお、鉱工業品の一部品目に係る品目別規則において、例えば『他の号の材料からの変更又は原産資格割合が40%以上であること』というように関税分類変更基準と付加価値基準とを同格の選択肢として結びつけたルールが存在するが、このような品目に関しては、第29条2の規定は、当該ルールの後段の付加価値基準の部分に関して適用するものと解される。

図2-75



と解され、また、R2の価額は大まかに言えば、

$$R2の価額 = R5の価額 + R4の価額 + R2の生産コスト等$$

であることから、これらと「R2の価額はR5の価額に限定することができる」とを考え合わせると、

$$VNM = R5の価額 + R3の価額$$

となる。すなわち、「R2の生産コスト等」はVNMに算入されないため、

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

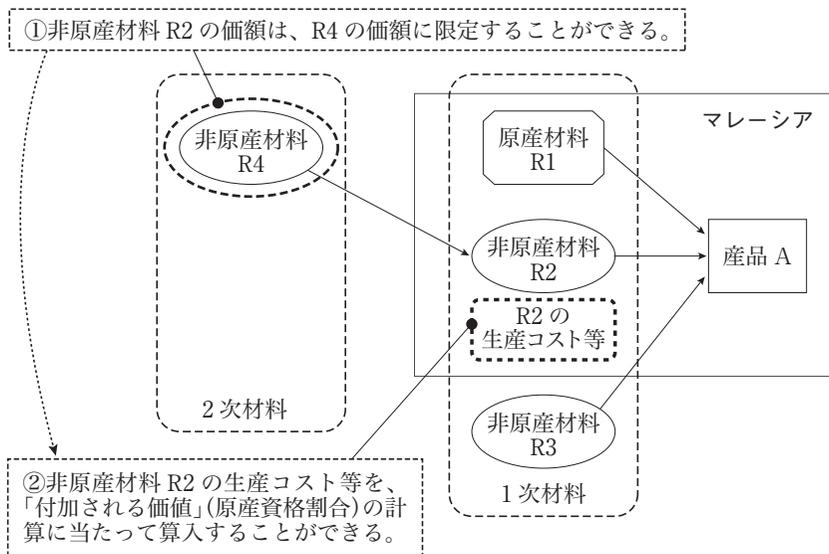
という計算式に見るとおり、原産資格割合（付加される価値）の方に算入されることとなり、その結果マレーシア原産品という資格を獲得し易くなることとなる。

また、図2-75のケースの変形として、図2-76のようなパターンも想定される。

この場合において、上記の規定は以下のように読み取れる。

製品（=A）が締約国（=マレーシア）の原産品であるか否かを決定するため前条4（b）の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国（=日本又はマレーシア。図2-76においてはマレーシア）の領域において生産され、かつ、当該製品（=A）の生産に使用される非原産材料（=R2）の価額は、当該非原産材料（=R2）の生産に使用される非原産材料（=R4）の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該製品（=A）が前条1（c）の規定に従って当該締約国（=マレーシア）の原産品となることを条件とする。

図2-76



③ 第29条2のただし書きにおいて以下の趣旨が規定されている。(具体的な条文は上記②参照)

第29条2の第1文の適用に当たっては、産品が同EPA第28条1(c)の規定に適合することとなること(累積の結果、産品が締約国の原産品としての要件を満たすこと)が条件とされている。すなわち、同条2の適用により第28条1(c)の規定(附属書2に規定する要件等)を満たして当該締約国の原産品となる場合においてのみ累積の効果は維持される。

この条件は、ある産品が原産品であるかないかを決定する際の累積の適用を1回に限定するためのものである。すなわち、産品の生産者が、通常合理的に立証し得る範囲は2次材料の段階までであろうと思われ、またこのような制限を付すことは、立証の信頼性の観点及び原産品であるかないかについての税関当局による確認の実現可能性の観点からも妥当であるとの考え方に基づいたものである。

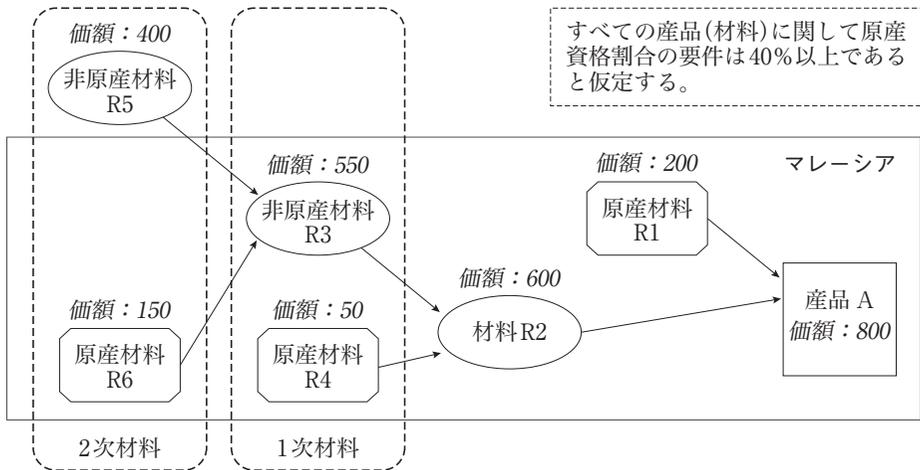
この内容について、図2-77を用いて説明しよう。

図2-77において、産品(材料)に係る品目別規則は、すべて「原産資格割合が40%以上であること」と仮定し、R1、R4及びR6はマレーシアの原産品、R5は非原産材料とし、それぞれの価額は図に記載したとおりとする。各産品(材料)の生産に当たって、それぞれの生産コスト等は無視するものとし、各産品(材料)の価額はその生産に使用された材料の価額を足し合わせることによって得られるものと仮定する。そして、R3は非原産材料R5と原産材料R6とから生産されるが、所定の要件を満たさないことから、非原産品(非原産材料)であるとする。

最終的な産品AがマレーシアEPA上のマレーシア原産品と認められるか認められないかが検討すべき課題であるが、まずは、産品(材料)R2がマレーシアの原産品であるかないかを検討する必要がある(なぜなら、仮にR2がマレーシア原産品と認められれば、第28条1(b)の適用により、Aをマレーシア原産品と認めることが可能となるからである。)

協定第29条2の適用がないと仮定して、材料R2の原産資格割合を求めると、

図2-77



$$\begin{aligned}
 QVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\
 &= \frac{600 - 550}{600} \times 100 \doteq 8.3\%
 \end{aligned}$$

となり、材料R2はマレーシア原産品とは認められない。

次に、第29条2の適用があると仮定して、材料R2の原産資格割合を求めるとした場合において、

産品 (= 材料R2) が締約国 (= マレーシア) の原産品であるか否かを決定するため前条4 (b) の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国 (= 図2-77においてはマレーシア) の領域において生産され、かつ、当該産品 (= 材料R2) の生産に使用される非原産材料 (= R3) の価額は、当該非原産材料 (= R3) の生産に使用される非原産材料 (= R5) の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品 (= 材料R2) が前条1 (c) の規定に従って当該締約国 (= マレーシア) の原産品となることを条件とする。****

であることから、

$$QVC = \frac{600 - 400}{600} \times 100 \doteq 33.3\%$$

となり、この場合においても、材料R2はマレーシア原産品とは認められないこととなる。よって、仮に第29条2の規定を適用したとしても、材料R2は原産資格割合40%以上という要件を満たしていないことからマレーシアの原産品とはならない。したがって、本ただし書きの規定により、材料R2に対する累積の効果は否定され、原産資格割合は33.3% (非原産材料の価額=400) ではなく、8.3% (非原産材料の価額=550) となる。

このR2を材料として使用して産品Aを製造することとする。この場合において、産品Aがマレーシアの原産品であるかないかを判定するための原産資格割合の計算式の分子の値はどうかであろうか。

表2-46

	「モノの累積」を定めた規定	「救済条項」
マレーシア	第29条1	第29条2
フィリピン	第30条1	第30条2
チリ	第33条	—
タイ	第29条	—
ブルネイ	第25条1	第25条2
インドネシア	第30条1	第30条2

仮に第29条2のただし書きの制限がなかったとした場合には、『材料R2がマレーシアの原産品ではないと判定されてはいるが、累積の効果が維持され、原産資格割合は33.3%（非原産材料の価額=400）である』……（*）とする解釈を採ることは排除し得ないであろう。この場合において、産品Aの原産資格割合は、

$$QVC = \frac{800 - 400}{800} \times 100 = 50\%$$

となり、産品Aはマレーシア原産と認められることとなる。すなわち、上記（*）の解釈を認めてしまうと、生産工程を前へ前へと遡ることにより、原産資格割合の計算式：

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

のうちのVNMを可能な限り小さくして、原産品としての資格を獲得できてしまうこととなる。そうなると、前へ前へ遡ろうというインセンティブが働くこととなるであろうが、3次材料、4次材料……と遡ることとなってしまうと、立証の信頼性及び税関当局による確認の実現可能性が極めて小さいものになると思われる。その観点から、生産工程を無限に遡ることを禁止することとしたものであり、本ただし書きにおいて、生産工程を遡るのは一段階のみであるということの規定したものである。

実際には、本ただし書きの適用により、材料R2について非原産材料R3からの累積の効果は否定されることから、産品Aの原産資格割合は、

$$QVC = \frac{800 - 550}{800} \times 100 \approx 31.25\%$$

となり、結局マレーシア原産品とは認められないこととなる。

(4) フィリピンEPA、チリEPA、タイEPA、ブルネイEPA及びインドネシアEPA

これらのEPAにおいては、いずれもマレーシアEPAと同様の「モノの累積」を定めた規定があり、また、一部のEPAにおいてはいわゆる「救済条項」も規定されているところ、それらの各条文の解釈は上記のマレーシアEPAの条文の解釈を参照されたい。

なお、条文の対照表は表2-46に掲げるとおりである。

(5) アセアン包括EPA

第29条において以下のように規定されている。

締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。
Originating materials of a Party used in the production of a good in another Party shall be considered as originating materials of that Party where the working or processing of the good has taken place.

本項の趣旨は、「モノ」の累積を定めたものである。(アセアン包括EPAという名称から、一般特惠(GSP)原産地規則のアセアン3ヵ国累積(下記補足2-8の①を参照)のように、関係諸国を一つの地域とみなした上で「生産行為」の累積を行う、というように捉えてしまうかもしれないが、そうではないことに留意されたい。)

累積の方法としてはマレーシアEPA第29条1と同様の内容であるが、二国間のEPAとは異なり、アセアン包括EPAは締約国が複数国に亘るため、累積の適用対象国も複数国に亘る。

本条文に関し、図2-78の例を用い、「日本」、「フィリピン」及び「ベトナム」を入れて具体的に読み替えてみることにする。

締約国(=日本、フィリピン、ベトナム)の原産材料(=R1、R2、R3)であって、他の締約国(=フィリピン)において産品(=P)を生産するために使用されたもの(=R1、R2)については、当該産品(=P)を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国(=フィリピン)の原産材料とみなす。

これから分かるとおり、日本以外の締約国(図2-78ではベトナム)に関しても、アセアン包括EPA上の当該締約国の原産品と認められれば、累積の規定の適用が可能である。そのため、従来の二国間のEPAに比べ、(概念的には)原産資格を獲得し易くなっている。

さて、アセアン包括EPAの下での累積に関して留意していただきたい点があるところ、以下に説明を加える。

図2-78において、R1~R3、Pに係る品目別規則はいずれも「付加価値40%以上」とであると仮定する。このとき、産品Pは、アセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品と認めることができるかを考えてみよう。

アセアン包括EPAの締約国の域内で付加された価値は、

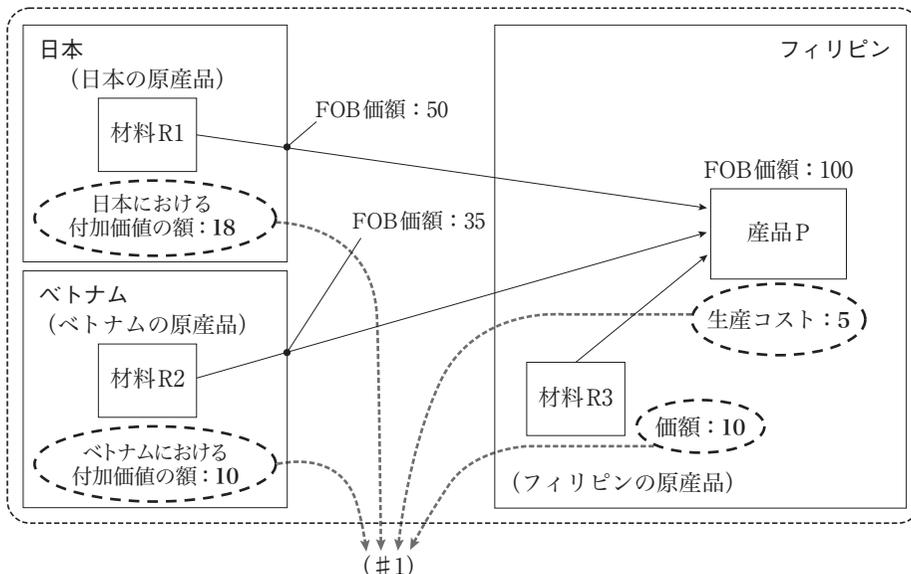
日本においてR1の生産の際に付加された18	} (#1)
ベトナムにおいてR2の生産の際に付加された10	
フィリピンの原産品であるR3の価額である10	
産品Pの生産コストである5	

であることから、これらを足し合わせて、

$$18 + 10 + 10 + 5 = 43 > \text{最終産品PのFOB価額の40\%}$$

よって、Pはアセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品と認められる

図2-78



と、考えてしまうかもしれないが、これは正確とは言い難い。

正しくは以下のようなになる。

R1については、日本における付加価値 = 18 < R1のFOB価額の40%
よって、日本の非原産品である。

R2については、ベトナムにおける付加価値 = 10 < R2のFOB価額の40%
よって、ベトナムの非原産品である。

ここで、アセアン包括EPAにおける累積の規定の対象は、他の締約国の原産品であるという大原則を思い起こしてみると、R1、R2ともに締約国の非原産品であることから、累積の規定は適用されないこととなる。

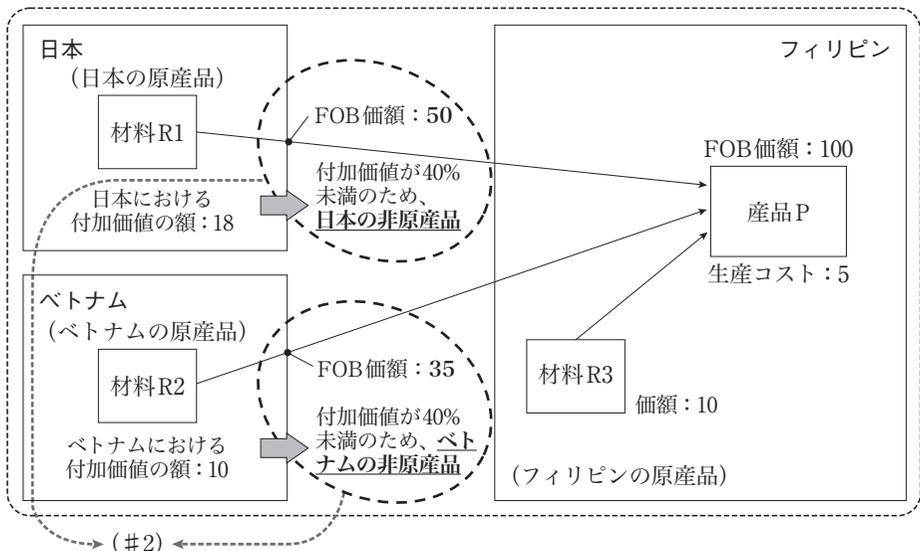
すなわち、製品Pがアセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品と認められるか認められないかについては、基本に立ち戻ることとなり、製品Pの品目別規則は、「付加価値40%以上」であることから、付加価値の計算式に当てはめて考えることとなる。

(#2)
このVNMに算入するのは、非原産材料の50
+ 35

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} = \frac{100 - 85}{100} = 15\% < 40\%$$

付加価値（RVC）の計算式中のVNM（非原産材料の価額）には、R1の50とR2の35が算入されることから、最終製品のRVC = 15% となり（上記参照）、結局、製品Pはアセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品とは認められないこととなる。（図2-79参照）

図2-79



では、最終産品がアセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品と認められるようにするためには、どうしたらよいであろうか。(図2-80参照)

例えば、R1に係る日本での付加価値が25であったとすると、

日本における付加価値 = 25 > R1のFOB価額の40%

よって、日本の原産品となり、累積の規定を適用することが可能となる。

(#3)
このVNMに算入するのは、非原産材料の35

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} = \frac{100 - 35}{100} = 65\% > 40\%$$

この結果、付加価値 (RVC) の計算式中のVNM (非原産材料の価額) には、R2の35のみとなることから、最終産品のRVC=65%となり、結局、産品Pはアセアン包括EPAの下でのフィリピン原産品と認められることとなる。

【補足 2-7】 アセアン包括EPA第24条 (c) と累積との関係

アセアン包括EPA第24条 (c) は、「原産材料のみから生産される産品」について規定したものであるが、この規定は、従来の二国間のEPAにおける累積の規定と関わってくる部分があるところ、その内容について以下に見てみよう。

まず、二国間のEPAにおける累積の規定の例として、マレーシアEPA第29条1を取り上げてみる。

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、

図2-80

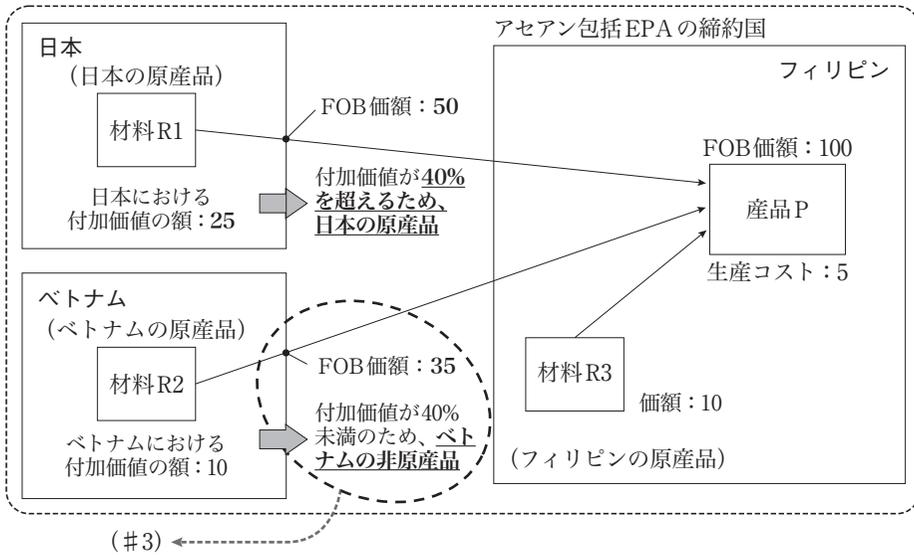
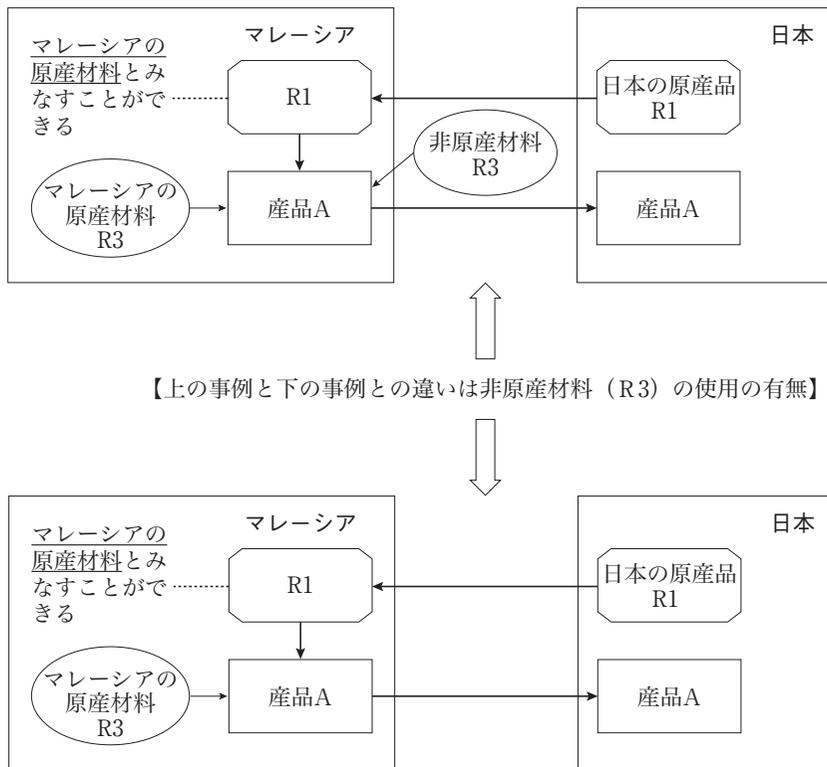


図2-81



当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

これに該当する事例として、例えば、図2-81が考えられよう。

図2-81の上段の事例と下段の事例の違いは、非原産材料を使用しているかないかという

第2部 主要な基本的概念

点のみである。

上段の事例においては、非原産材料R3が産品Aに係る品目別規則を満たしている場合には、
第29条（累積）+第28条1（c）（+附属書2の品目別規則）
を根拠として、産品AをマレーシアEPAの下でのマレーシア原産品と認めることとなる。

一方、下段の事例においては、
第29条（累積）+第28条1（b）
を根拠として、産品AをマレーシアEPAの下でのマレーシア原産品と認めることとなる。
では、アセアン包括EPAの下ではどうなるであろうか。

同様に図2-82の事例を考えてみよう。
こちらでも、上段の事例と下段の事例の違いは、非原産材料を使用しているかないかという点のみである。

まず、アセアン包括EPA第29条（累積）の規定は以下のとおりである。
締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたもの
については、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原
産材料とみなす。

さて、上述のマレーシアEPAの下での事例（図2-81）に倣って考察すると、図2-82の上段
の事例において非原産材料R3が産品Aに係る品目別規則を満たしている場合には、
第29条（累積）+第24条（b）（+第26条（+附属書2の品目別規則））

を根拠として（注）、産品Aをアセアン包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることとなる。
（注）産品Aの関税分類が何であるか（=どのような品目であるか）によって、根拠規定が異なるこ
ととなる。どういうことかと言うと、アセアン包括EPAにおいては、いわゆる「一般ルール」（上
記第2章第1節3.を参照のこと）が適用される品目と、附属書2に定める品目別規則が適用される
品目とに分かれており、前者の場合には第26条1が、また、後者の場合には第26条2及び附属書2
が関わってくることとなる。これにより、品目によって、根拠規定は以下の3つのパターンに分け
られることとなる。

- 第24条（b）+第26条1（a）
- 第24条（b）+第26条1（b）
- 第24条（b）+第26条2+附属書2の品目別規則

一方、図2-82の下段の事例においては、
第29条（累積）+第24条（c）
を根拠として、産品Aをアセアン包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることとなる、と
言いたいところであるが、そうではないと解される。

同EPA第24条（c）においては、
この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関
連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
（c）一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される
産品

と規定されている。
この規定においては、「一又は二以上の締約国の原産材料のみから」とあるところ、使用す
る原産材料が「一又は二以上の締約国」のものであるかないかがポイントとなる。

図2-82

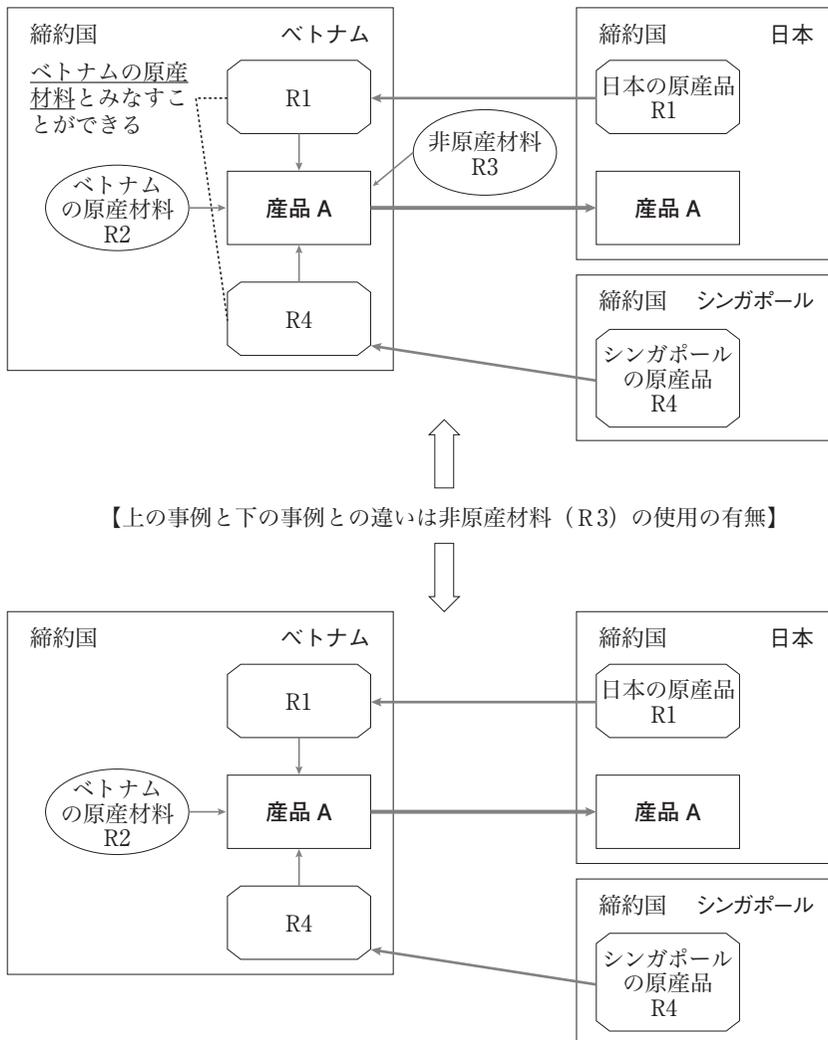


図2-82の下段の事例においては、日本（締約国）の原産品R1及びシンガポール（締約国）の原産品R4は、ベトナムに輸入されて製品Aの生産に使用される場合には、当該製品Aの原産材料となる。すなわち、製品Aの生産に使用される材料は、ベトナムの原産材料R2も含め、すべてアセアン包括EPAの締約国の原産材料となる。

ということは、この事例においては、アセアン包括EPA第29条（累積）を適用して日本の原産品R1及びシンガポールの原産品R4をベトナムの原産材料とみなすまでもなく、第24条(c)を適用することにより、製品Aは、ベトナムの原産品としての資格を獲得することが可能となる。

すなわち、本事例においては、

第24条(c)

を根拠として、製品Aをアセアン包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることが可能となる訳である。

第2部 主要な基本的概念

以上を踏まえると、アセアン包括EPA第24条(c)は、

『相手締約国の原産品は自国の原産材料とみなす』

という「モノ」の累積の概念の一部を包含していると言うことも可能であると解されよう。

(6) ベトナムEPA、スイスEPA、インドEPA、ペルーEPA及びオーストラリアEPA

これらのEPAの多くにおいては、マレーシアEPAと同様の「モノの累積」を定めた規定があるところ、それらの各条文の解釈は上記のマレーシアEPAの条文の解釈を参照されたい。

なお、条文の対照表は表2-47に掲げるとおりである。

また、スイスEPA附属書2第5条2並びにペルーEPA第43条(b)及び(c)については、以下に補足説明を加える。

表2-47

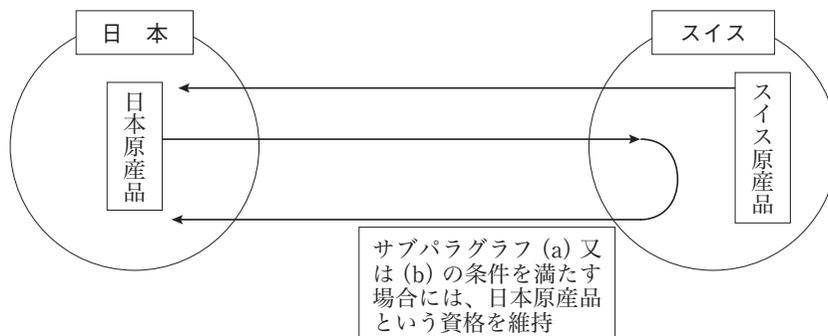
	「モノの累積」を定めた規定	「生産行為の累積」を定めた規定	その他の規定
マレーシア	第29条1	—	—
ベトナム	第29条	—	—
スイス	附属書2第5条1	—	附属書2第5条2
インド	第31条	—	—
ペルー	第43条(a)	第43条(b)、(c)	—
オーストラリア	第36条	—	—

① スイスEPA

附属書2第5条2において、以下のように規定されている。

第5条 原産地の累積 (Article V Accumulation of Origin)	
2	一方の締約国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出されるいずれかの締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものについては、原産品としての資格を維持するものとする。
	Originating products of a Party which are exported from the customs territory of one Party to the customs territory of the other Party shall retain qualification as originating products if:
(a)	当該原産品が輸出締約国の関税地域に輸入された時の状態と同一の状態に輸出されること。
	such originating products are exported in the same condition as they were when they were imported into the customs territory of the exporting Party; or
(b)	当該原産品について、輸出締約国の関税地域においてこの附属書の第7条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと。
	such originating products have not undergone in the customs territory of the exporting Party working or processing beyond the operations referred to in Article VII of this Annex.

図2-83



イ. 本規定の趣旨

例えば、図2-83に示すように、スイスEPAの下での日本原産品をスイスに輸出し、それが日本に戻ってくる場合であっても、本項のサブパラグラフ (a) 又は (b) に掲げる条件を満たす場合には、日本原産品という資格を維持する（その反対も同じ）旨を定めたもの。

ロ. 本規定の解釈

図2-83に示す事例に沿って、この附属書2第5条2の規定を読み替えてみると以下となる。

- 2 一方の締約国（＝スイス）の関税地域から他方の締約国（＝日本）の関税地域に輸出されるいずれかの締約国（＝日本）の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものについては、原産品としての資格を維持するものとする。
- (a) 当該原産品（＝日本の原産品）が輸出締約国（＝スイス）の関税地域に輸入された時の状態と同一の状態でも輸出されること。
- (b) 当該原産品（＝日本の原産品）について、輸出締約国（＝スイス）の関税地域においてこの附属書の第7条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと。

また、スイスEPA第15条1において以下が規定されている。

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書1の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

Except as otherwise provided for in this Agreement, each Party shall eliminate or reduce its customs duties on imports on originating products of the Party and the other Party, imported from the customs territory of the other Party, in accordance with the terms and conditions set out in its Schedule in Annex I.

図2-83に示す事例に沿って、この第15条1の規定を読み替えてみると以下となる。

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国（＝日本）は、当該一

方の締約国（＝日本）の及び他方の締約国（＝スイス）の原産品であって、当該他方の締約国（＝スイス）の関税地域から輸入されるものについて、附属書1の自国の表（＝日本国の表）に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

すなわち、附属書2第5条2及び協定第15条1を併せ読むと、スイスEPAの下での日本原産品をスイスに輸出し、それが日本に戻って来る場合であっても、附属書2第5条2のサブパラグラフ (a) 又は (b) に掲げる条件を満たす場合であって、他の必要な要件（積送基準を満たすこと、適切な原産地証明がなされること等）を満たす場合には、附属書1の日本国の表に定める税率が適用されることとなる⁵⁸⁾。

本規定は、例えば日本からスイスに、日本原産品である薬品等をスイスに輸出し、スイスにおいて検品等を行い、再び日本に輸入する場合等を想定したものである。

ハ. 本規定において用いられている用語等の意味

「第7条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと」：第7条（原産品としての資格を与えることとならない工程）に規定する工程を上回るような（より複雑な）工程が行われてはならないとするもの。

二. 補足

この条文に盛り込まれている概念は、日本のEPAにおいてはスイスEPAで初めて設けられたものであるが、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおいては多く見られるものであり、例えばEFTA—シンガポールFTAの第3条2において、

Products originating in another Party within the meaning of this Annex, which are exported from one Party to another, shall retain their origin when exported in the same state or without having undergone in the exporting Party working or processing going beyond that referred to in Article 6.

この附属書に従って別の締約国の原産品とされるものであって、一の締約国から別の締約国に輸出されるものは、同一の状態で輸出され、又は、第6条 [筆者注：スイスEPA 附属書2第7条に相当する条文] に規定されるものを超える加工又は作業が行われない場合には、その原産性を維持する。(和文：筆者による仮訳)

と規定されており、概念的には同じものであることが見て取れよう。

② ベル—EPA

第43条 (b) 及び (c) において、以下のように規定されている。

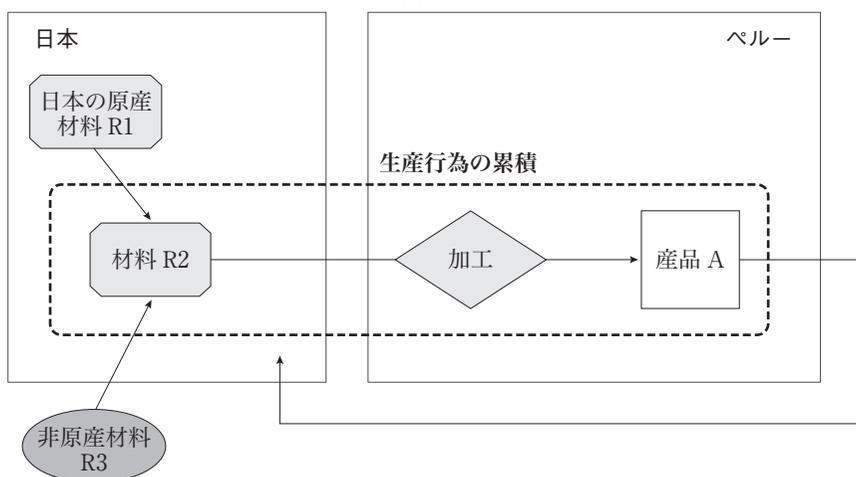
第43条 累積 (Article 43 Accumulation)

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国

58) 関税定率法第14条の2において再輸入減税について規定されているが、同規定は、スイスEPAとは関わりなく所定の要件を満たす場合に適用されるものである。

<p>において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。</p>
<p>For the purposes of determining whether a good is an originating good of a Party:</p>
<p>(b) 他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。 the production in the other Party may be considered as that in the former Party; and</p>
<p>(c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。 the production carried out at different stages by one or more producers within the Party or in the other Party may be taken into account, when the good is produced using non-originating materials, provided that such good has undergone its last production process in the exporting Party and such production process goes beyond the operations provided for in Article 42.</p>

図2-84



イ. 本規定の趣旨

サブパラグラフ (b) 及び (c) は、「生産行為の累積」を定めたものであり、シンガポール EPA 第24条と内容的に同一である。

ロ. 本規定の解釈

図2-84に沿って、本規定の柱書き及びサブパラグラフ (b) の部分を読み替えてみると以下のようなになる。

産品 (= A) が一方の締約国 (=ペルー) の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国 (=ペルー) は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品 (= A) の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国 (=ペルー) において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業 (= 第42条に規定する原産資格を与えることとならない作業) をを超える水準のものである場合に限る。

(b) 他方の締約国 (=日本) において行われた生産を一方の締約国 (=ペルー) において

行われた生産とみなすこと。

【補足 2-8】 一般特惠（GSP）原産地規則における累積に関連する規定

一般特惠（GSP）原産地規則においては、

- ①「生産行為の累積」に該当する規定及び、
- ②累積そのものではないが、累積に類似した概念の両者が定められている。

以下に詳しく見ることにする。

① 生産行為の累積

関税暫定措置法施行令第26条第3項において、「生産行為の累積」に該当する規定が以下のよう定められている。

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3箇国（以下この項において「東南アジア諸国」という。）のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産（当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の生産を含む。）が東南アジア諸国のうち2以上の国（当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。）を通じて行われたもの（前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。）については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

本規定は、「生産行為の累積」を定めたものである。

この規定の目的は、最終的な製品の生産国（インドネシア、フィリピン及びベトナムの3カ国のうちのいずれかの国）における生産行為のみでは原産地基準を満たさない場合であっても、上記3カ国のうちの2以上の国における生産行為が当該最終的な製品の生産国において——この生産国が日本への輸出国でない場合には、日本への輸出国において——行われたとみなすことにより、原産地基準を満たして原産品となることを可能ならしめたうえで、当該輸出国を最終的な製品の原産地と認める、というものである。

本書においては、この累積の仕組みのことを「アセアン3カ国累積」と呼ぶこととする⁵⁹⁾。

では、図2-85及び図2-86の事例に基づいて、本項の規定を具体的に読み替えてみると以下の通りとなる。

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3箇国（以下この項において「東南アジア諸国」という。）のうちの一の国（＝ベトナム）から本邦へ輸出される物品（＝製品A）で 当該物品（＝製品A）の生産（当該物品（＝製品A）の生産のために原料又は材料として使用された物品（＝R3、R6、R7）の生産を含む。）が東南アジア諸国（＝インドネシア、

59) 本規定の下での累積のことを、実務上「アセアン累積」と呼ぶこともあるようであるが、このような呼び方だと、アセアン加盟国であれば本規定に定める3カ国以外の国であっても当該累積制度の対象国となるといった誤解が生ずる恐れがあるところ、本書においては「アセアン3カ国累積」という表現を用いることとする。

図2-85 アセアン3カ国累積を適用しない場合

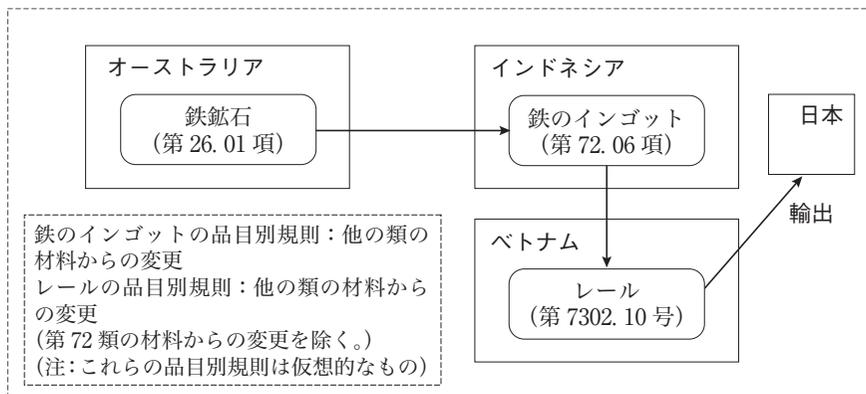
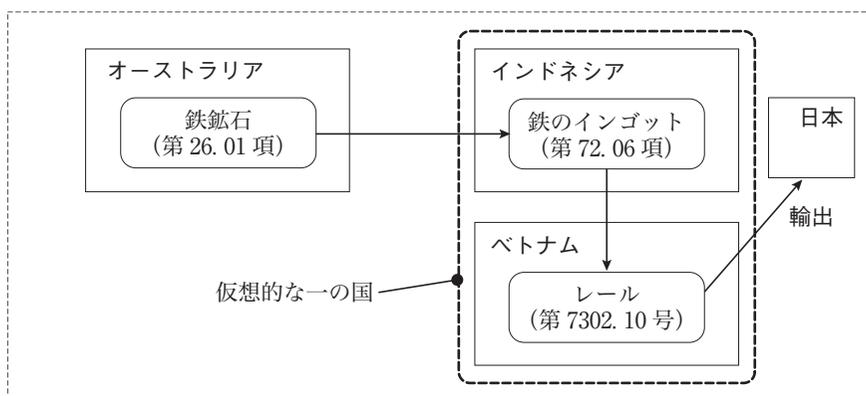


図2-86 アセアン3カ国累積を適用する場合



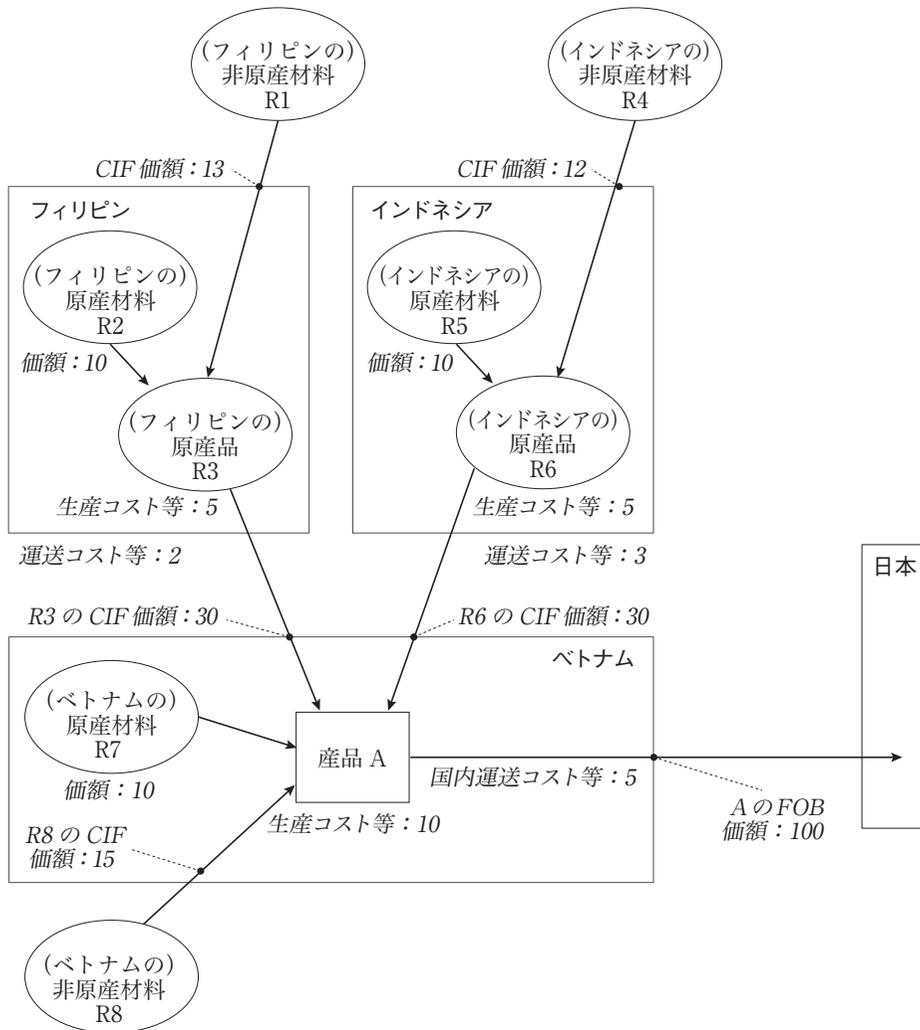
フィリピン、ベトナム)のうち2以上の国(当該物品(=製品A)を本邦へ輸出する国(=ベトナム)を含む場合に限る。)を通じて行われたもの(前二項の規定(=第26条第1項及び同条第2項の規定[原産地であるかないかの認定、自国関与基準])によりその原産地が定められるものを除く。)については、**東南アジア諸国(=インドネシア、フィリピン、ベトナム)を一の国とみなして、前二項の規定(=第26条第1項及び同条第2項の規定[原産地であるかないかの認定、自国関与基準])を適用する。**この場合において、その原産地が**東南アジア諸国(=インドネシア、フィリピン、ベトナム)**とされる物品については、**当該物品(=製品A)を本邦へ輸出する国(=ベトナム)**を当該物品の原産地とする。

では、ここで、この「アセアン3カ国累積」を用いると、具体的にどのような効果が得られるのかを考察してみよう。まずは、品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合(図2-85及び図2-86)である。

「アセアン3カ国累積」を適用しない場合(図2-85)において、ベトナムで生産されるレールはその品目別規則を満たしていないことから、ベトナムをレールの原産地と認めることはできないこととなる。

一方、「アセアン3カ国累積」を適用する場合(図2-86)においては、レールについては、

図2-87 アセアン3カ国累積を適用しない場合



第72.06項の産品から変更しているのではなく、第26.01項の産品から製造されるとみなすことが可能となり、したがって、レールの原産地はベトナムであるとみなすことが可能となる。

次に、品目別規則が付加価値基準に基づいている場合（図2-87及び図2-88）について考えてみる。

上記第2章第3節2.の補足2-4において述べたとおり、一般特惠原産地規則における付加価値⁶⁰⁾の計算式は

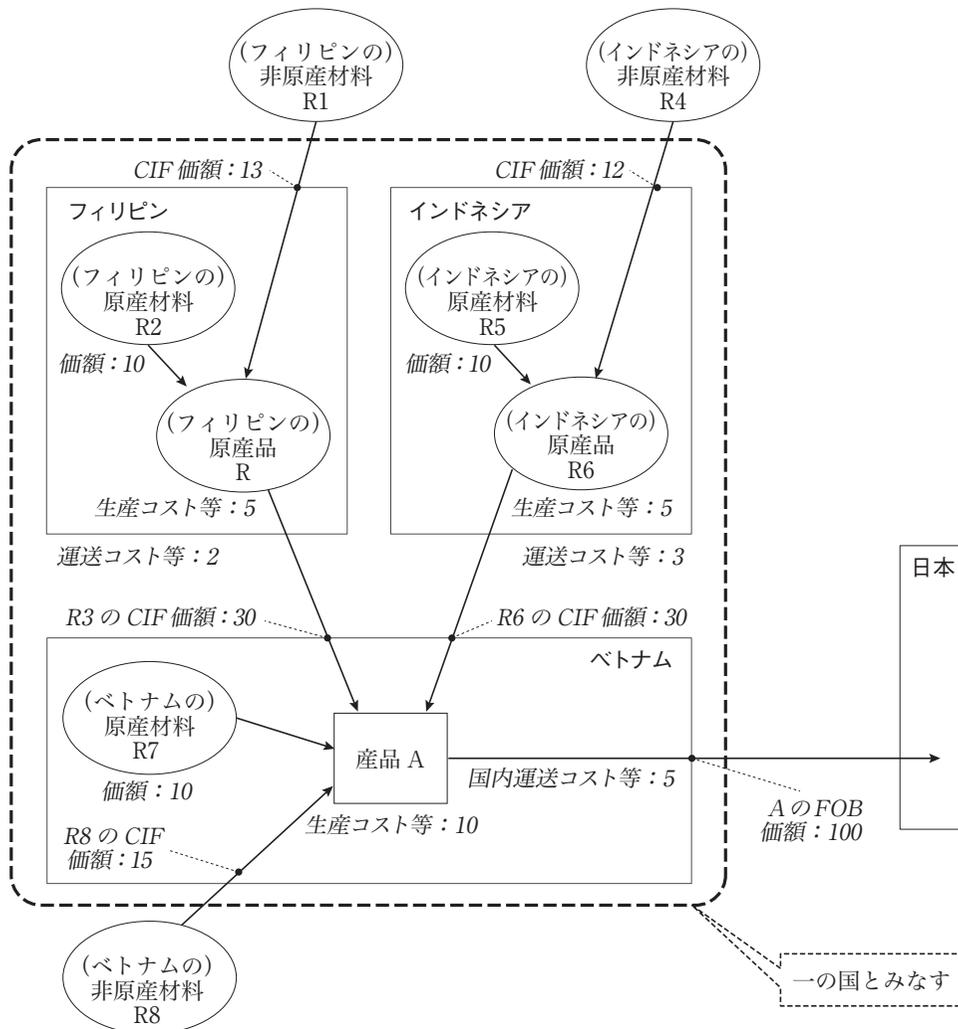
$$\text{非原産品割合} = \frac{\text{非原産品の価格}}{\text{生産された物品の価格}} \times 100$$

である。

「アセアン3カ国累積」を適用しない図2-87の例においては、

60) 上記第2章第3節1. (3) ③におけるB方式の説明において述べた通り、厳密には「付加価値」ではなく、「生産過程において付加される価値以外の部分の価値」であることに留意されたい。

図2-88 アセアン3カ国累積を適用する場合



$$\begin{aligned} \text{非原産品割合} &= \frac{R3 + R6 + R8}{A} \times 100 \\ &= \frac{30 + 30 + 15}{100} \times 100 \end{aligned}$$

となるが、「アセアン3カ国累積」を適用する図2-88の例においては、

$$\begin{aligned} \text{非原産品割合} &= \frac{R1 + R4 + R8}{A} \times 100 \\ &= \frac{13 + 12 + 15}{100} \times 100 \\ &= 40\% \end{aligned}$$

となる。

品目別規則が付加価値基準に基づいている場合には、この「アセアン3カ国累積」を適用す

第2部 主要な基本的概念

ることにより、原産資格を獲得し易くなるのが容易に見て取れよう。

また、関税暫定措置法施行令第30条第3項において、

前二項の規定は、第26条第3項の規定の適用を受けることにより特惠受益国原産品とされる物品について法第8条の2第1項の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第1項の規定中「当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出物品の品名及び数量」とあるのは「当該物品に係る第26条第3項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国並びに当該生産された物品の品名、数量及び価額」と読み替えるものとする。

と規定されるとともに、同条第4項において、

第1項又は前項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、財務省令で定める。

と規定され、更にこれを受けて、関税暫定措置法施行規則第10条第2項において、

令第30条第1項又は第3項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第2又は別紙様式第3のとおりとする。

と規定されている⁶¹⁾。

すなわち、「アセアン3ヵ国累積」の規定の適用を受けて一般特惠（GSP）税率の適用を求める場合には、「アセアン3ヵ国累積」が行われたことを証明する書類（様式は、関税暫定措置法施行規則別紙様式第3に定めるもの（図2-89参照））を税関に提出する必要がある。

② 累積そのものではないが、累積に類似した概念

関税暫定措置法施行令第26条第2項において、以下のように規定されている。

2 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第2に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 その生産された物品が当該本邦から輸出された物品又はこれと前項第1号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された場合には、当該生産された物品は、当該国又は地域において完全に生産された物品とみなす。

二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、本邦から輸出された物品は、同項第1号に掲げる物品とみなす。

そして、同施行令別表第2において、以下に掲げる品目（表2-48参照）が本規定の例外品目として指定されている。

61) ここに掲げた関税暫定措置法施行令第30条第3項及び第4項並びに関税暫定措置法施行規則第10条第2項の規定は、「アセアン3ヵ国累積」の要件を満たしていることの証明に係る手続を定めた規定であり、「手続的規定」のカテゴリーに属するものと言える。

図2-89

別紙様式第3

原産地証明書の添付書類 番号 _____

累積加工・製造証明書（原産地証明書番号 _____）

発給国 _____

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価額	生産国	品 名	数量	価額
<u>証明</u> 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。 _____ 作成地、作成年月日、署名及び証明機関印				<u>輸出者の申告</u> 下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。 _____ 作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名			
<u>備考</u> 1 用紙は、一平方メートル当りの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）とする。 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。							

表2-48

1	関税率表第41.01項、第41.03項から第41.06項まで、第4107.11号の2、第4107.12号の2、第4107.19号の2、第4107.91号の2、第4107.92号の2、第4107.99号の2、第4112.00号の2、第4113.10号の2、第4113.20号の2、第4113.30号の2、第4113.90号の2又は第4114.20号に掲げる物品
2	関税率表第4202.11号、第4202.12号、第4202.21号から第4202.29号まで、第4202.31号、第4202.32号、第4202.91号、第4202.92号又は第9605.00号に掲げる物品
3	関税率表第43.02項又は第43.03項に掲げる物品
4	関税率表第46類に掲げる物品のうちプラスチック製のもの
5	関税率表第64.03項、第64.04項又は第6405.10号の1若しくは2若しくは第6405.90号の1に掲げる物品
6	関税率表第65.01項又は第6505.00号の2に掲げる物品

第2部 主要な基本的概念

本規定は、通常「自国関与基準」(donor country content rule)と呼ばれるものであり、本規定の下においては、特惠受益国において、同国が日本から輸入した産品を材料として用いて新たな産品を生産する場合において、当該日本から輸入した産品を当該特惠受益国の完全生産品(すなわち原産品)とみなすというものである。これにより、当該特惠受益国における原産資格を獲得し易くなるというメリットがある。

仮に日本の原産品を特惠受益国の原産品とみなすというのであれば、「モノの累積」に該当することとなるが、この自国関与基準の下では(日本の原産品であるかないかを問わず)日本から輸出される産品であれば、当該特惠受益国の完全生産品(すなわち原産品)とみなすというものであり、「累積」の概念を超えたものとなっている。

しかしながら、外見的には「モノの累積」に類似する部分があると言えなくもないことから、累積について取り扱う本項において、説明を加えることとする。

では、第26条第2項の条文に関し、具体的に読み替えてみよう。

○柱書き

本規定を図2-90に沿って読み替えると以下のとおりとなる。

一の国又は地域(=例えば、バングラデシュ)において、本邦から輸出された物品(=R1)をその原料又は材料の全部又は一部として別表第2に掲げる物品以外の物品(=産品A)が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

なお、ここで言う「前項の規定」は、以下の通りである。

第26条 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(以下「原産地」という。)をいう。

- 一 一の国又は地域(法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。)において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
- 二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

○第1号

本号の規定を図2-91(又は図2-92)に沿って読み替えると以下のとおりとなる。

一 その生産された物品(=産品A)が当該本邦から輸出された物品(=R1)又はこれと前項第1号に掲げる物品(=R2)のみを原料又は材料として生産された場合には、当該生産された物品(=産品A)は、当該国又は地域(=バングラデシュ)において完全に生産された物品とみなす。

図2-90

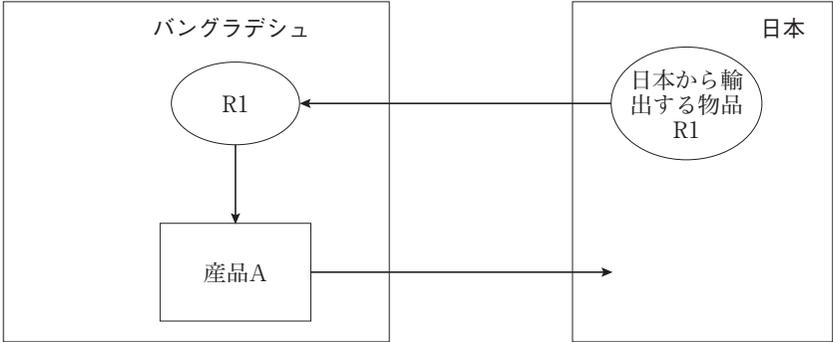


図2-91

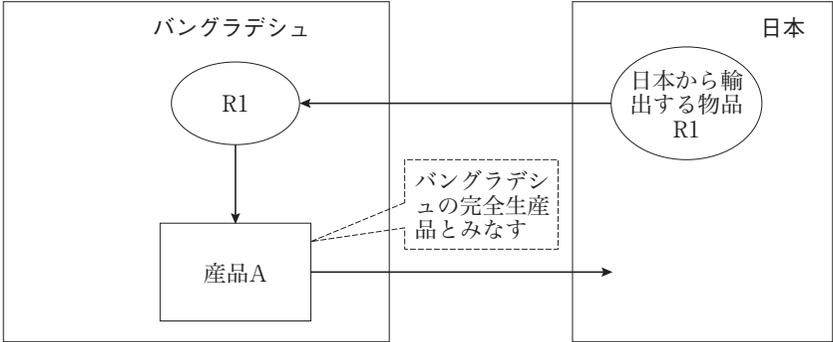


図2-92

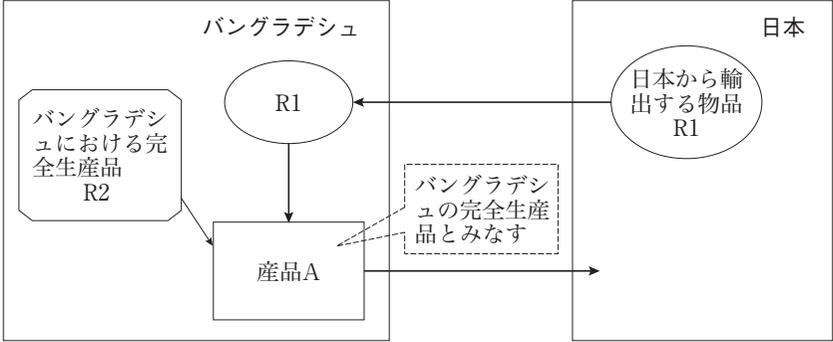
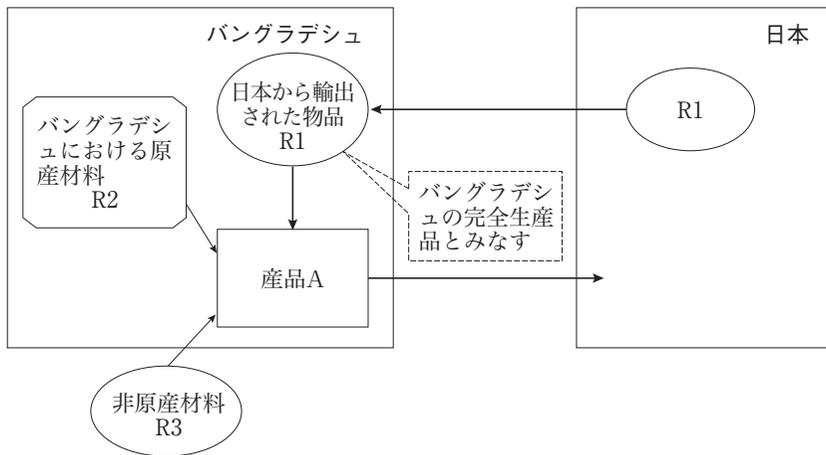


図2-93



なお、ここで言う「前項第1号の規定」は、以下の通りであり、いわゆる「完全生産品」を指す。

第26条 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

- 一 一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

本号の規定は、2つのケースをひとまとめにしたものであり、そのうち、

『その生産された物品が当該本邦から輸出された物品・・・のみを原料又は材料として生産された場合』

が、図2-91の事例であり、また、

『その生産された物品が当該本邦から輸出された物品・・・と前項第1号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された場合』

が、図2-92の事例である。

日本から輸出された物品R1のみから生産された製品A（図2-91の事例）、又は、日本から輸出された物品R1とBangladeshにおける完全生産品R2とのみから生産された製品A（図2-92の事例）は、いずれもBangladeshの完全生産品とみなされることから、一般特惠原産地規則における完全生産品の定義のうち、関税暫定措置法施行規則第8条第10号『一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品』と読み合わせるにより、日本から輸出された物品R1もBangladeshの完全生産品とみなしていることが見て取れる。

○第2号

本号の規定を図2-93に沿って読み替えると以下のとおりとなる。

- 二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、**本邦から輸出された物品（=R1）は、同項第1号に掲げる物品（=いわゆる完全生産品）とみなす。**

（なお、ここで言う「前項第2号の規定」は、以下の通りである。）

第26条 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

- 二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

図2-93の事例においては、本号の規定の適用によりバングラデシュの完全生産品（すなわちバングラデシュの原産材料）とみなされるR1の他に非原産材料R3が使用されているところ、当該R3が製品Aに係る原産地基準を満たすものであれば、製品Aはバングラデシュ原産という資格を獲得することとなる。

本来であれば、R1も非原産材料と見なされた上で製品Aに係る原産地基準を満たす必要があるところ、このケースにおいてはR1は原産材料（この場合にはバングラデシュの完全生産品）とみなされることから、それに応ずる形で原産資格を獲得し易くなっていると言える。

また、関税暫定措置法施行令第30条第1項において、

第26条第2項の規定の適用を受けることにより特惠受益国原産品とされる物品について法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品に係る原産地証明書の提出に際し、当該原産地証明書に、当該物品の原料又は材料として使用された本邦からの輸出物品の品名及び数量について当該原産地証明書を発給した者が証明した書類を添付しなければならない。

と規定されるとともに、同条第4項において、

第1項又は前項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、財務省令で定める。

と規定され、更にこれを受けて、関税暫定措置法施行規則第10条第2項において、

令第30条第1項又は第3項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第2又は別紙様式第3のとおりとする。

と規定されている⁶²⁾。

62) ここに掲げた関税暫定措置法施行令第30条第1項及び第4項並びに関税暫定措置法施行規則第10条第2項の規定は、「自国関与基準」における要件を満たしていることの証明に係る手続を定めた規定であり、「手

図2-94

別紙様式第2
 原産地証明書の添付書類

番号 _____

原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書
 (原産地証明書番号 _____)

発給国 _____

輸 出 物 品		日本から輸入された原料	
品 名	数 量	品 名	数 量
<p>証明</p> <p>監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。</p> <p>_____</p> <p>作成地、作成年月日、署名及び証明機関印</p>		<p>輸出者の申告</p> <p>下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。</p> <p>_____</p> <p>作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名</p>	
<p>備考</p> <p>1 用紙は、一平方メートル当りの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）とする。</p> <p>2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。</p>			

すなわち、「自国関与基準」の規定の適用を受けて一般特惠税率の適用を求める場合には、「自国関与基準」における要件を満たしていることを証明する書類（様式は、関税暫定措置法施行規則別紙様式第2に定めるもの（図2-94参照））を税関に提出する必要がある。

 続的规定」の категорияに属するものと言える。